第 4 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成21年6月25日

開会中

場所 第 4 委 員 会 室

平成21年6月25日(木曜日)

午前10時1分開議 午前10時58分休憩 午前11時5分開議 午後0時6分休憩 午後1時0分開議 午後1時50分休憩 午後1時55分開議 午後3時0分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補 正予算(第1号)

議案第3号 平成21年度熊本県病院事業会 計補正予算(第1号)

議案第5号 熊本県介護職員処遇改善等臨 時特例基金条例の制定について

議案第6号 熊本県地域自殺対策緊急強化 基金条例の制定について

議案第11号 財産の取得について

議案第15号 平成21年度熊本県一般会計補 正予算(第2号)

議案第16号 熊本県社会福祉施設等耐震化 等臨時特例基金条例の制定について

議案第17号 熊本県介護基盤緊急整備等臨 時特例基金条例の制定について

報告第1号 平成20年度熊本県一般会計繰 越明許費繰越計算書の報告についてのう ち

請第24号 認可外保育施設に通う子どもの ための助成金に関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に ついて

報告事項

- ①「こうのとりのゆりかご」にかかる最近の動きについて
- ②熊本県手数料条例の一部を改正する条

例(案)の概要について

- ③熊本県歯科保健医療計画の改定につい て
- ④新型インフルエンザ対策の状況等について
- ⑤薬事法改正に伴う「伝統薬」の郵便販 売の規制について
- ⑥熊本県の地球温暖化対策の推進に係る 条例の検討状況について
- ⑦ダイオキシン類対策特別措置法に基づ く調査測定等(平成20年度)の結果に ついて
- ⑧平成21年度光化学スモッグ注意報の発 令について
- ⑨「水俣湾環境対策基本方針」に基づく 水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結 果並びに水俣湾埋立地の点検・調査結 果(平成20年度)
- ⑩公共関与による管理型最終処分場の整備について
- ⑪水俣病対策の状況等について

出席委員(8人)

委員長 池 田 和 貴 副委員長 山 口 ゆたか 員 小 杉 委 直 員岩 委 中 伸 司 員 藤 川 隆 夫 委 委 員 鎌 \blacksquare 総 委 員 佐藤雅司 委 員 早 田 順 一

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 健康福祉部

部 長 森 枝 敏 郎

医監東 明正:

次長本田惠則

健康福祉政策課長 古 森 誠 也 首席健康福祉審議員兼

社会福祉課長 坂 田 憲 久

少子化対策課長 吉 田 勝 也

高齢者支援総室長 江 口 満高齢者支援総室副総室長 古 谷 秀 晴高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之

障害者支援総室長 前 田 博 障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治 障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典

医療政策総室長 倉 永 保 男 医療政策総室副総室長 永 井 正 幸

健康づくり推進課長 岩 谷 典 学

健康危機管理課長 末 廣 正 男

薬務衛生課長の内の田の英の男

医療政策総室副総室長 藤

環境生活部

部長駒崎照雄

中

高 子

次 長 横 田 堅

次長益田和弘

次長谷﨑淳一

首席環境生活審議員兼

環境政策監兼

環境政策課長 園 田 素 士

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 宮 下 勇 一

水環境課長 小 嶋 一 誠

自然保護課長 岡 部 清 志

廃棄物対策課長 山 本 理

廃棄物公共関与政策監兼

公共関与推進室長 中 島 克 彦

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 野 田 正 広

水俣病審查課長 寺 島 俊 夫

首席環境生活審議員兼

食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆 消費生活政策監兼 交通・くらし安全課長 髙 野 利 文 人権同和政策課長 吉 田 國 靖 病院局

病院事業管理者 若 本 隆 治 総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英 政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから 第4回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出 がありましたので、これを認めることといた しました。

次に、本委員会に付託されました議案等を 議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは、着席のままで行っていただいて 結構でございます。

それでは初めに、森枝健康福祉部長から総括説明を、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。

それでは、健康福祉部関係につきまして説明させていただきます。

本議会に提案しております健康福祉部関係 の議案の概要につきまして御説明申し上げま す。

今回提案しておりますのは、予算関係2議案、条例関係等5議案、報告1議案の8議案でございます。

まず、新型インフルエンザ対策の状況についてでございますが、6月12日にWHOが警戒水準を世界的大流行を意味するフェーズ6

に引き上げ、国内においても多数の都道府県 で感染の確認が続いている状況にあります。

本県においても、去る6月21日に初めて新型インフルエンザの患者が確認され、24日現在、5名の患者が確認されております。

国においては、秋以降の蔓延に備え、対策 の運用指針を今回の新型インフルエンザの病 原性等を踏まえて改定されたところでありま すが、県としましては、熊本市を初めとする 関係市町村とも連携を図りながら、当面の感 染拡大防止に全力を挙げるとともに、今後の 状況に応じて万全の対策を講じてまいりたい と考えております。

次に、平成21年度熊本県一般会計補正予算でございますが、国の経済対策の趣旨を踏まえ、予算化に当たっては最大限の努力をしたところでございます。特に、追号予算につきましては、経済対策に関する国の説明会が、5月下旬から6月上旬にかけて開催され、時間的に厳しい状況でありましたが、事業化できるものは可能な限り予算化し、早期に事業を執行することを目的として、急遽予算計上させていただいたものでございます。

なお、今回の補正予算には間に合わなかったものについても、引き続き事業化を検討しており、9月補正以降に予算を計上したいと考えております。

補正予算の内容といたしましては、冒頭分84億3,300万円余、追号分145億1,600万円余、 総額229億4,900万円余の増額となっております。

内訳は、基金の新規造成や積み増しが6件、 187億4,900万円余と全体の82%を占め、その 基金を財源とした事業が、13件、38億6,200 万円余であり、全体の17%となっております。

その他、新型インフルエンザ対策、認知症 対策や少子化対策等の事業費を計上いたして おります。

その主な内容としましては、まず、社会福 祉施設等施設の安全、安心の推進について、 熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を造成し、本年度事業としまして、施設の安全確保を早急に行う必要があることから、生活保護受給者で居宅での生活が困難な方のための保護施設や障害者福祉施設に対するスプリンクラー整備の補助を行うこととしております。

次に、少子化対策については、熊本県安心 こども基金の積み増しを行うとともに、同基 金を活用して、子育て応援の店・企業が取り 組む子育て支援活動に対する補助や、母子家 庭の母が経済的に自立するための効果的な資 格を取得することを支援してまいります。

また、児童の安全、安心を確保するため、 認可外保育施設の維持修繕や設備整備を支援 する市町村への補助を行います。

次に、高齢者対策についてですが、介護職員の雇用環境を改善するため、介護職員処遇 改善等臨時特例基金を造成し、介護職員の賃 金の引き上げなどの処遇改善に取り組む事業 者へ助成を行います。

また、地域の介護ニーズに対応するため、 介護基盤緊急整備等臨時特例基金を造成する ことにより、市町村が計画的に進める地域密 着型の介護施設や地域介護拠点の整備を支援 してまいります。

さらには、認知症対策として、認知症の早期発見や予防のためのモデル事業に取り組んでまいります。

次に、障害者支援については、障害者自立 支援法の円滑な施行のために設置した障害者 自立支援対策臨時特例基金の積み増しを行 い、新体系移行のための施設改修、事業経営 の安定化等のための支援を行ってまいりま す。

また、経済不安の中での自殺者増加が懸念 されることから、自殺予防のための熊本県地 域自殺対策緊急強化基金を造成し、啓発事業 等を行ってまいります。

次に、女性のがん対策として、女性特有の

がんの予防、早期発見のための健康教育や検 診受診の啓発に取り組んでまいります。また、 特定不妊治療を受けた方への治療費の助成限 度額の引き上げを行うことにしております。

次に、医師確保総合対策として、地域の医師の実態調査や僻地等への医師派遣システムを構築するための業務を、地域医療学寄附講座を設置しております熊本大学に委託いたします。

最後に、新型インフルエンザ対策については、蔓延期に備え、医療関係者や窓口対応県職員のための感染防護具等の備蓄を行うこととしております。

これによりまして、特別会計を含めた健康 福祉部の予算総額は1,321億3,500万円余となります。

次に、条例関係でございますが、第5号議案の熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金 条例の制定について等の4議案につきまして は、それぞれの基金を新設するための条例を 制定するものであります。

また、第11号議案の財産の取得については、 新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエ ンザウイルス薬を備蓄するために購入するも のであります。

次に、報告第1号の平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、老人福祉施設整備事業費等3 事業につきまして、平成20年度から21年度へ予算を繰り越したものでございます。

このほか、新型インフルエンザ対策の状況 等についてなど、5件につきまして御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、 関係各課・総室長から説明させますので、よ ろしくお願い申し上げます。

○古森健康福祉政策課長 健康福祉政策課で ございます。 議案の説明に当たりまして、各課ごとに資料が幾つかございますので、各課ごとに冒頭分、追号関係分を続けて説明させていただきます。

なお、補足説明資料として経済対策関連事業一覧を用意しておりますので、御参考にさせていただければ幸いでございます。

それでは、健康福祉政策課分について御説 明いたします。

冒頭提案分についてでございます。

厚生常任委員会説明資料の15ページをお願 いいたします。

平成20年度の一般会計繰越明許費繰越計算 書の報告でございます。

これは、平成20年度2月議会で承認いただきました菊池保健所の耐震改修工事につきまして、保健所施設設備整備費3,169万6,000円を繰り越したものでございます。

3月に設計委託契約を締結しまして、現在 は耐震改修の基本設計を行っており、平成21 年度に工事完了を予定しております。

冒頭提案分については、健康福祉政策課は 以上でございます。

次に、厚生常任委員会説明資料 6 月補正・ 追号関係分をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費24億9,500万円余の追加補 正を行うものでございます。

右の説明欄をお願いいたします。

先に、2の社会福祉施設等耐震化等臨時特 例基金積立金について説明をさせていただき ます。

これは、社会福祉課、少子化対策課、障害者支援総室の所管する社会福祉施設等について、平成21年度から23年度にかけまして、耐震化及びスプリンクラー設備等の設置を促進するため、国の経済対策交付金24億円余を基金に造成するものでございます。

この基金を活用した事業につきましては、 それぞれの所管課で予算計上しております が、上の1の社会福祉諸費の2つ目の項目で ございますが、社会福祉施設等耐震化等特別 事業につきましては、今回中核市の分の交付 金も県に配分されますため、熊本市内の社会 福祉施設等のスプリンクラー設備整備に関 し、熊本市に配分する平成21年度の所要見込 み額8,870万円を健康福祉政策課で計上する ものでございます。

また、福祉・介護人材緊急確保事業680万円余でございますが、これは、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、福祉・介護人材の就労支援のため、求職者と事業所をつなぐ役割を果たす支援専門員の配置、事業者へのアドバイザーの派遣を行うものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第16号議案熊本県社会福祉施設等耐震化等 臨時特例基金条例の制定についてでございま す。

一番下の方の提案理由にもございますように、平成21年度から平成23年度までの間、臨時特例交付金を社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備等の促進に必要な経費に充てるため、基金を設置するものでございます。

事業期間が平成23年度までであることから、本条例は、清算期間を経まして、平成24年12月31日をもってその効力を失うこととしております。

健康福祉政策課は以上でございます。御審 議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

6月補正・追号関係の説明資料3ページを お願いいたします。

生活保護総務費でございますが、2,819万6,000円の追加補正をお願いしております。

内容は、先ほど健康福祉政策課から説明が ございましたけれども、社会福祉施設等耐震 化等臨時特例基金の活用により、今回、生活 保護法に基づく保護施設2カ所についてスプ リンクラーの整備を行うもので、整備に要す る経費を補助するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課です。

まず、補正予算の冒頭提案分について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

上段の児童福祉総務費では、説明欄にありますように、児童健全育成費として、認可外保育施設あんしん・あんぜん確保事業1,035万円をお願いしております。これは、県が所管します認可外保育施設として80施設、在籍児童数約1,500人という状況にございますが、これらの施設に入所する児童の安全、安心を確保する観点から、一定の基準を満たした施設における危険個所の改修等の維持修繕費または衛生設備等の設備整備費、こうしたものに対して、市町村が各施設に対して助成する場合に、その2分の1を県が負担するものでございます。

次の児童福祉施設費の1番、児童福祉施設整備費、(1)保育所等緊急整備事業は、昨年度末に造成いたしました安心こども基金を財源として、保育所等の施設整備を行うための経費でございます。

当初予算成立後、新たに2つの施設について追加の要望が出てきたこと、また、補助単価が当初想定よりも割り増しになっていることから、8,400万円余の増額をお願いするものでございます。

その結果、本年度は、熊本市内分も含む県 内で15カ所の認可保育所の整備を行うことと しております。

(2) 清水が丘学園耐震診断業務委託は、県立の児童自立支援施設である清水が丘学園、これは昭和54年に建築されておりますが、こ

2番、児童一時保護所費でございますが、 中央児童相談所に設置されております一時保 護所における子供の処遇環境を向上するた め、保護所の大部屋に間仕切りを設置し、小 部屋化を図るとともに、入所児童の安全確保 のため、トイレの改修などを行うものでござ います。

以上、冒頭提案分として、4事業で、合計 1億900万円余の補正をお願いしております。 続きまして、補正予算の追号分について御 説明申し上げます。

説明資料6月補正・追号関係4ページをお 願いいたします。

児童福祉総務費について、まず、2番、安 心こども基金積立金の方から御説明いたしま

安心こども基金につきましては、2月議会 で議決いただき、昨年度末に造成しましたが、 今回、全国枠で1,500億円のうちの本県分と して交付されます21億500万円余を基金に積 み増しを行うものでございます。

これによりまして、昨年度末に造成した分 と合わせて、基金残高は40億9,000万円余と なり、これを財源として各種事業を実施して まいります。

1つ事業戻りまして、1番の児童健全育成 費、子育て応援の店活性化・登録促進事業は、 安心こども基金を活用して行う事業でござい ます。子育てを支援する子育て応援の店、企 業の登録数については、昨年度末の登録数1, 120件となっておりますが、この登録店舗の 増加と、毎月15日の肥後つ子の日の普及啓発 等を連動させた取り組みとして実施するもの です。

具体的には、登録していただいている店舗 や企業で、肥後っ子の日の趣旨に賛同して活 動やイベントを実施していただく場合に、1 店舗1カ月当たり5万円を補助するもので、

の耐震診断の実施に要する経費でございま! 合計3,100万円余の増額補正をお願いしてお ります。

次に、母子福祉費でございます。

1番、ひとり親対策費として、ひとり親家 庭支援事業の1億500万円余の増額補正をお 願いしております。これは、母子家庭の母が 経済的に自立するために、効果的な資格、看 護師、介護福祉士、保育士など、こうした資 格を取得することを支援するための事業でし て、制度としては従来からございましたが、 今回、経済対策として、毎月の支給額が14万 1,000円に増額されまして、また、支給期間 も、養成校に在籍するすべての期間を対象と されるなど、制度の拡充が行われたことに対 応するものでございます。

2つの事業のうち上段の経済対策分につい ては、県が実施します町村分の事業について、 従来からの国庫補助事業に加えて、今回の安 心こども基金を活用しながら拡充するもので す。また、下段の市交付分については、従来、 県を通さず、国から直接市に対して補助がな されておりましたが、今回、国庫補助分4分 の3について、安心こども基金を財源として 市に交付するよう制度が改められたため、市 交付分として新たに予算化するものでござい ます。県分と市交付分合わせて、対象として おりますひとり親家庭の母親は、約100名を 予定しております。

以上、追号分として、合わせて22億4,200 万円余の補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室で ございます。

まず、冒頭提案分から御説明させていただ きます。

資料の3ページをお願いいたします。 まず最初に、老人福祉費でございます。

1番の高齢者福祉対策費として3,100万円 余を計上してございます。

これら3事業をここに掲げておりますけれ!いても幾つかの事業が上げられております。 ども、熊本県では、21年度から、認知症対策 の総合的な推進を図ることとしておりますけ れども、これとあわせまして、今回この補正 予算で認知症関係のモデル事業3つを上げさ せていただいております。

(1)の認知症検診モデル事業でございます けれども、スクリーニング用機器を活用して、 認知症の早期発見のための仕組みづくりをモ デル的に実施したいというふうに考えており ます。

(2)の認知症予防モデル事業でございます が、現在のところ、認知症の予防については なかなか医学的なエビデンスがまだ得られて いないところでありますけれども、いろいろ な取り組みが行われておりますので、熊本県 としても、この認知症予防のためのプログラ ム開発ですとか実証、そういったものにモデ ル的に取り組んでみたいというふうに考えて おります。

(3)の地域ケア・命のバトン普及モデル事 業でございます。

これにつきましては、救急時等におきまし て、高齢者等への医療、介護を適切に行うた めの地域ケア・命のバトン、これは、筒状の ものに、その中に、その御本人のかかりつけ 医、それから持病、それから御本人の保険証 の写しですとか、そういった御本人の情報を 紙に書いて入れ込むことによって、万が一の ときのために、例えば救急隊員が駆けつけた 際には、御本人と話ができなくても、それを 確認することによって適切な対応ができる と、こういったものを目指して、今回モデル 的に取り組んでみたいというふうに考えてお ります。

次に、2の介護保険対策費でございますけ れども、これにつきましては、3の介護職員 処遇改善等臨時特例基金積立金とあわせまし て御説明をさせていただきます。

今回の経済危機対策の中で、介護分野につ

その大きな柱の一つが、介護職員の処遇改善 でございまして、今回、21年度の4月から介 護報酬の3%アップの改定が行われましたけ れども、介護職員の賃金の確実な引き上げを 行うということで、今回、この経済危機対策 の中でこの対策が盛り込まれております。

具体的には、この10月からスタートいたし まして、2年半の間、各都道府県に各事業者 が介護職員の賃金の引き上げを行うために必 要な資金を交付すると。この資金の交付に必 要な費用を県に基金を設けまして、その基金 から各事業者に対して資金を交付すると、こ ういった事業でございます。

このための3年間分の基金積立金といたし まして、67億1,400万円余を今回積み立てる こととしております。そのうち、平成21年度 は10月からスタートになりますので、6カ月 分、半年分の費用といたしまして、12億5,20 0万円余を計上させていただいております。

次に、4ページをお願いいたします。

これにつきましては、老人福祉施設整備費 といたしまして、21年度当初予算で計上させ ていただいた分のうち、県債を充てる分につ いて、今回の地域活性化公共投資臨時交付金 を充当するということで財源更正を行うもの でございます。

以上、高齢者支援総室の6月補正予算の冒 頭提案として79億9,700万円余を計上してお ります。

続きまして、9ページをお願いいたします。 条例の制定についてでございます。

第5号議案熊本県介護職員処遇改善等臨時 特例基金条例の制定についてでございます。

さきに御説明いたしました介護職員処遇改 善等臨時特例基金事業の執行に当たりまし て、今年10月から平成23年度までの間、介護 職員の処遇改善等に取り組むための基金を設 置するものでございます。

平成24年3月までが期限でございますの

で、この条例の有効期限を平成24年12月31日 ! ついてもあわせて計上させていただいていま 限りとしておるところでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。 昨年度、12月議会で御承認いただきました 繰越明許費に伴う繰越計算書の御報告でござ います。

平成20年度の老人福祉施設整備事業といた しまして行った事業のうち、3施設の事業に つきまして、今回21年度への繰り越しが確定 いたしましたので、御報告させていただきま す。

3施設は、まず最初が天草市の介護老人保 健施設「夢織りの里天草」これの新設でござ います。次に、玉名市の特別養護老人ホーム 「岱明苑」それから天草市の養護老人ホーム 「梅寿荘」の増改築につきまして、1億6,70 0万円余の繰り越しが確定しております。

なお、本事業のうち「夢織りの里天草」に つきましては4月上旬に既に竣工済みでござ いまして「岱明苑」については7月中旬、そ れから「梅寿荘」につきましては10月末の竣 工を予定しているところでございます。

以上、冒頭提案分でございます。

次に、追号分についてでございます。

追号分の資料の5ページをお願いいたしま す。

老人福祉施設費といたしまして計上してお ります。

今回の経済危機対策の介護分野のもう一つ の大きな柱が、介護基盤の緊急整備でござい ます。これにつきましては、小規模の施設、 それから広域型の施設、両方について、通常 よりも施設整備に係る補助金の単価をアップ するという内容が盛り込まれたところでござ います。

今回6月補正で計上させていただいている のは、このうちの小規模の施設に対する補助 分ということになります。あわせまして、介 護施設についてのスプリンクラー整備も行う ということとされておりますので、その分に

実は小規模の施設については、これまでは、 国から市町村に対して交付金が交付されて、 それが小規模施設の施設整備に充てられてお りました。今回、この単価を拡充することと あわせまして、平成21年度から3年間につい ては、その分の費用を県に基金を造成して、 その基金から市町村に対して交付をしていく と、こういう枠組みになったところでござい ます。

今回6月補正で計上させております費用に ついては、まず、この21年から23年分につい て、既に3年間の施設整備の計画を立ててお りますので、そこで既に計上している分につ いて予算化させていただいております。

今回の経済危機対策の中での介護基盤の緊 急整備の大きな趣旨は、平成24年度以降、将 来的に必要となるものについても、この3年 間に前倒しして整備をするということでござ います。このいわゆる上乗せ整備分について は、現在、市町村に対して検討を依頼してい るところでございまして、これを取りまとめ た後、9月補正でこの基金を積み増すという 形で対応したいというふうに考えておりま す。

今回の6月補正予算におきましては、この 基金の積立分として43億2,500万円余を積み 立てております。そのうち、今年度21年度執 行分といたしまして14億4,600万円余を計上 させていただいているところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。 条例の制定についてでございます。

第17号議案熊本県介護基盤緊急整備等臨時 特例基金条例の制定についてでございます。

先ほど御説明いたしました介護基盤緊急整 備等臨時特例基金事業の執行に当たりまし て、今年度から平成23年度までの間、介護施 設の新設または増設及びスプリンクラー整備 等の設置を促進するために、新たに基金を設

置するものでございます。

こちらについても平成23年度までの事業ということになっておりますので、この条例については、24年12月31日限りという形にさせていただいております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室で ございます。

まず、冒頭提案分でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費でございます。

1の障がい者福祉施設整備費でございますが、これは、宇城市にございます県立社会福祉施設、くすのき園の屋根の改修等の経費でございます。

次に、精神保健費でございます。

1の地域自殺対策緊急強化基金積立金でございます。

現下の経済情勢を踏まえ、地域における自 殺対策を強化するために、国の方から、3年 間の対策に係る交付金の交付を受けまして、 これにより基金を造成するものでございま す

次に、2の精神保健費でございます。 1の(1)の事業、新規事業でございます。 自殺予防普及啓発事業でございます。

ただいま申し上げました基金を活用いたしまして、自殺防止のための普及啓発を行うものでございます。

(2)につきましても、同様新規事業でございます。

市町村等自殺対策推進事業でございます。 地域における自殺対策を強化するために、 市町村が自殺対策に取り組む場合に基金を活 用いたしまして、必要な経費を市町村へ配分 をするものでございます。

次に、県立病院事業会計繰出金でございます。

特別会計繰出金でございます。

地上アナログ放送から地上デジタル放送へ の移行に対応するために、こころの医療セン ターに地デジテレビを配置するものでござい ます。

次に、条例関係でございます。

12ページをお願いいたします。

第6号議案熊本県地域自殺対策緊急強化基 金条例の制定についてでございます。

平成21年度から平成23年度までの3年間に おきまして、地域における自殺対策を緊急に 強化するための必要な経費に充てるため、基 金を造成するものでございます。

次に、追号分でございます。

追号分の資料 6 ページをお願いいたします。

まず、1番の障害者自立支援対策臨時特例 基金積立でございます。

今回の経済危機対策に伴う交付金のうち、 障害者福祉に関するものにつきましては、平 成18年度に造成をいたしました障害者自立支 援対策臨時特例基金に積み増しを行うことと されており、その積み増しを行うものでござ います。

なお、基金の使途につきましては、福祉・ 介護人材の処遇改善に取り組む事業者に対し て3年間の助成を行うもの等でございます。

次に、2の障がい者福祉諸費でございます。

(1)、それから(3)の事業でございますが、 これはすべて今申し上げました基金を活用し た事業でございます。

まず、(1)の障害者自立支援法移行促進事業でございます。

これまでの旧体系の施設から自立支援法に 定めます新体系の施設へ移行する場合に必要 となる施設の改修に係る経費等を助成するも のでございます。

(2)の障害福祉サービス事業者等安定化事業でございますが、これまでの旧体系の施設から新体系の施設に移行した場合に、事業所の安定的な運営を確保するために、移行前の

報酬額を保障するものでございます。

それから、(3)の新規事業でございますが、 福祉・介護人材の処遇改善事業でございまして、先ほど申し上げましたが、介護職員等の 処遇向上に取り組む事業者への助成を行うも のでございます。

それから、3の障がい者福祉施設整備費で ございます。

これも新規事業でございまして、自分の力 で避難することが困難な方が多く入所いたし ます障害者福祉施設の安全、安心を確保する ために、耐震化及びスプリンクラーの整備を 行う事業者に対して助成を行うものでござい ます。

冒頭、それから追号、合計いたしまして40 億3,900万円余の増額補正でございます。 よろしくお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室です。 まず、6月補正の冒頭分の方です。 資料の6ページをお願いいたします。

医師確保総合対策事業としまして、熊本大学の地域医療システム学寄附講座に対して、調査・研究・検討会の開催を委託する経費です。

医師確保の総合対策につきましては、この 熊本大学への寄附講座の分を含めまして、具 体的な取り組みに今着手しておるところです けれども、この寄附講座の分で研究の成果を 高めるためには、基礎的ないろんな調査を実 施するというふうな形の部分で、その部分の 支援をしていくという形の部分で委託する経 費を予算化しております。

今回、国の経済対策の方の分でも、地域医療再生計画ということで策定する、そしてそれを基金を設けまして取り組んでいくというふうな形の部分の動きがあっておりますが、まだ内容の方の部分については作業が進んでおりませんので、これにつきましては、今後の補正の方で対応することになると思います

が、こちらの方の計画を策定するに当たりましても、この熊大の寄附講座の方でのいろんな調査研究の部分を参考にしながら、その辺と連携も図りながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、繰り越しの関係になりますが、 資料17ページをお願いいたします。

一般会計の繰越明許費の計算書の分です が、報告になります。

災害時派遣医療チーム支援事業ということで、通常災害派遣医療チーム、通常DMATというふうに呼んでおりますけれども、DMATを設置していることも含めまして、いわゆる災害拠点病院に対しまして、ユニホームや医療用の資材、器材の整備を補助するものです。これにつきましては、平成20年度の国の追加経済対策に伴うものとして2月補正で予算を組んだわけですけれども、20年度分では一応は事業が完了しませんで、20年度分では一応30万円を執行しておりますが、残りの分につきまして、169万1,000円につきまして21年度に繰り越しをしております。

それぞれの意向確認を行いながら事業を進めておりますので、今のところ100万円ほどは話が出てきております。その残りの分につきましても、引き続き意向等の確認をして対応していきたいというふうに思っております

医療政策総室、以上でございます。 どうぞ よろしくお願いいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進 課でございます。

委員会資料、冒頭説明部分7ページをお願 いいたします。

公衆衛生総務費につきまして、894万5,000 円の増額補正をお願いしております。

補正額の財源は、全額国支出金となっております。

右の説明欄をごらんください。

今回の国の経済危機対策で拡充されました 女性の健康支援対策事業に要する経費でございまして、子宮頸がん、乳がんといった女性 特有のがんの予防、早期発見のため、若い世 代への健康教育、検診受診率を高めるための 啓発などに取り組むための経費でございます。

続きまして、追号提案関係についてでございます。

説明資料、追号分の7ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費につきまして、5,300万円 の増額補正をお願いいたしております。

補正額の財源は、全額が国支出金となっております。

右の説明欄でございますが、今回の国の経済危機対策によりまして、特定不妊治療に対する助成額の上限額が、現行の1人1回当たり10万円から15万円に拡充されたことによる増額補正でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。

当課からは、補正予算案と1議案を提案いたしております。

まず、冒頭提案の予算関係から御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、予防費でございますが、9,400万円の増額をお願いいたしております。

説明欄の感染症予防費でございまして、新型インフルエンザ対策の一環として、県内が蔓延期に入った場合においても継続する必要のある窓口対応に当たる県職員の分と、医療体制を維持するために既に補助を行いました入院患者を受け入れる医療機関以外の医療関係者のための感染防護具を備蓄するために要する経費でございます。

次に、環境整備費でございますが、100万 円の増額をお願いいたしております。

説明欄の動物保護管理費でございまして、 大保管施設改善事業として、各保健所の大保 管施設内にエアコンを設置し、保管時の環境 改善を図るもので、平成22年度実施予定分に いたしておりましたものを前倒しして実施す るものでございます。

財源は、いずれの事業も、全額を地域活性 化経済危機対策臨時交付金で手当ていたして おります。

続きまして、議案について御説明いたしま す。

14ページをお願いいたします。

財産の取得についての議案でございます。

これは、新型インフルエンザ対策の一環として、平成21年度当初予算において、抗インフルエンザウイルス薬タミフル6万1,000人分余の購入費1億4,000万円余を計上いたしておりますが、7,000万円以上の財産物品の取得に当たっては、仮契約を締結した上で議会の議決をいただく必要があるため、議案として審議をお願いいたしているものでございます。

今回、タミフルの契約単価が下がったため、 当初の6万1,000人分から7万4,000人分余に ふやして購入いたしたいと考えております。

タミフルにつきましては、本県におきましても、昨年度末時点で既に15万4,000人分余を備蓄しておりますが、本年1月、国全体の備蓄目標が23%から45%に引き上げられたことに伴い、国から各都道府県に追加備蓄の要請があり、本県においても、平成23年度までの3カ年で、約20万人分を追加備蓄する必要が生じております。今年度は、そのうち7万4,000人分余を購入するものでございます。

また、同じく抗インフルエンザウイルス薬でございますリレンザにつきましては、同じく今後3年間で1万8,000人分余を備蓄する計画であり、今年分としましては、本議案と

は別に、6,600人分余を購入する予定といた! 出されました。 しております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げま す。

○池田和貴委員長 次に、環境生活部長に総 括説明を、続いて担当課長から順次説明をお 願いしたいと思います。

○駒崎環境生活部長 それでは、環境生活部 関係の議案の概要につきまして御説明を申し 上げます。

今回御提案申し上げております議案は、予 算関係2議案でございます。

第1号議案の平成21年度熊本県一般会計補 正予算でございますが、総額2億9,300万円 余の増額補正をお願いいたしております。

主な内容としましては、経済対策関連事業 として、住宅用太陽光発電システムの導入の 普及拡大に向けましたくまもとソーラー普及 拡大事業を初め5事業を、また、国庫内示増 に伴います電源立地地域対策交付金事業の増 額分を計上いたしております。

これによりまして、環境生活部の補正後の 予算総額は、一般会計と特別会計を合わせま して、253億1,000万円余となります。

次に、報告第1号の平成20年度熊本県一般 会計繰越明許費繰越計算書の報告についてで ございますが、光化学オキシダント監視体制 緊急整備事業費等4事業につきまして、平成 20年度から21年度へ予算を繰り越したもので ございます。

このほか、熊本県の地球温暖化対策の推進 に係る条例の検討状況についてなど、6件に ついて御報告させていただくこととしており ます。

最後に、水俣病対策につきまして御報告申 し上げます。

水俣病被害者救済法案が、本年3月に与党 から、4月に民主党から、それぞれ国会に提

県といたしましても、今国会での法律成立 に向けて精いっぱい取り組んでいるところで す。先月末には、知事が現地で被害者団体等 の声を伺い、その後すぐに上京しまして、与 野党の方々に地元の声を伝えるとともに、与 野党の歩み寄りを強く要請いたしました。ま た、チッソの後藤会長には、分社化後も地元 での事業を継続するよう求めました。

その後も、地域指定解除に係る条文の削除 などを、知事が直接与党に申し入れを行った ところです。

22日の県議会本会議では、水俣病被害者救 済法の早期成立を期して緊急決議をいただ き、早速、水俣病対策特別委員会の正副委員 長初め各会派の代表の委員が、超党派で関係 国会議員に対して要望していただきました。 改めて感謝を申し上げます。

知事が本会議で答弁しましたように、この 機を逃すことなく法案をまとめていただくこ とが今何よりも優先されるべきことではない かと考えております。県としましては、引き 続き救済法の成立を願って取り組んでまいり ます。県議会のより一層のお力添えをよろし くお願い申し上げます。

以上が今回御提案申し上げております議案 等の概要でございます。詳細につきましては、 関係課長が説明いたしますので、よろしく御 審議のほどをお願い申し上げます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございま す。座ったまま説明させていただきます。

説明資料の19ページをお願いいたします。 ただいま部長からも説明ありましたけれど も、今回お願いしております環境生活部の6 月補正予算について御説明申し上げます。

今回、環境政策課を初め3課合計で、2億 9,311万円余の増額補正を計上いたしており

補正後の環境生活部の予算総額は、一般会

計と特別会計を合わせて、253億1,070万円余 ! イブリッド車4台分をお願いしております。 となっております。

なお、環境生活部におきましては、基金関 係でございますけれども、地域グリーンニュ ーディール基金、それから消費者行政活性化 基金、2基金がございますけれども、いずれ も、国の説明が先週あったばかり、それから 7月にずれ込むということもございまして、 9月補正で対応することとしております。よ ろしくお願いしたいと思います。

20ページをお願いいたします。

環境政策課分の補正予算でございますが、 まず、計画調査費として、エネルギー対策費 1億7,823万円余の増額補正をお願いしてお ります。

内訳といたしましては、(1)の新規事業で ございますが、くまもとソーラー普及拡大事 業として1億7,577万円余をお願いしており ます。これは、住宅用太陽光発電システムの 普及拡大に向け、新たに設置する個人に対し て、1キロワット当たり3万5,000円を助成 する制度でございまして、約1,400戸分を想 定しております。

次に、(2)の電源立地地域対策交付金事業 でございますが、これは国の交付金算定方法 が変更になったことによる国の交付金の内示 増分254万円余を計上いたしております。

次に、公害対策費として、環境政策推進費 5,087万円余の増額補正をお願いしておりま す。

内訳といたしましては、(1)の新規事業で、 環境センター整備事業として1,711万円余を お願いしております。これは、県環境センタ ーに太陽光発電システムを整備するための経 費でございます。

(2)は新規事業でございますけれども、エ コカー率先導入推進事業として3,376万円余 をお願いしております。これは、知事部局の 更新予定の公用車を環境対応車へ買いかえる 経費でございまして、知事部局で23台分、ハ

以上でございます。よろしくお願いいたし ます。

○宮下環境保全課長 環境保全課でございま

説明資料23ページをお願いします。

2月議会で御承認いただきました繰越明許 費に伴う繰越計算書の報告でございます。

本事業は、光化学オキシダント監視体制の 強化のために、測定局を新たに4カ所設置す るという測定局の増設工事でございまして、 3,343万2,000円の繰り越しが確定いたしまし たので、報告いたします。

今回、設計ミスから入札のやり直しという 事態を招いてしまいまして、工事完了が当初 計画から2カ月程度おくれたものでございま す。御迷惑をおかけしましたが、その後工事 は順調に進捗いたしまして、6月1日から、 新測定局の稼働、運用を開始しております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○小嶋水環境課長 着座のまま御説明申し上 げます。

21ページをお願い申し上げます。

公害対策費3,300万円の増額補正をお願い しております。

右端の説明欄に記載しておりますが、20年 度の補正の中でも2カ所の観測井戸、これは 地下水の常時監視をやるための観測井戸でご ざいますけれども、昨年度の2月補正でも2 カ所お願いしたところでございますが、今回 も、この2カ所整備するための補正、3,300 万円をお願いしているところでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

繰り越しの報告でございます。

20年の2月補正の中で予算化させていただ きました、先ほども申し上げましたが、地下 水の観測井戸につきまして繰り越しをいたし ましたので、御報告をさせていただきます。

これにつきましても、6月補正分と合わせ! ございます。 まして4カ所になりますが、本年度におきま して整備をすることとしているところでござ います。

水環境課、以上でございます。

○岡部自然保護課長 自然保護課でございま す。

冒頭説明分、資料の22ページをお願いいた します。

鳥獣保護関係で、鳥獣保護センター費とし て、改修事業の補正、3,100万円を計上させ ていただいております。

これは、説明欄にもございますが、本年度 より傷病鳥獣保護業務に特化しております御 船町にございます鳥獣保護センターにおい て、これまで県が管理してまいりました施設 のうち、遊歩道内にありますつり橋を撤去す る費用で、経済対策に伴うものでございます。

鳥獣保護費は、本事業と合わせまして、1 億1,900万円余となるものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。 繰越明許費関係の報告であります。

農林水産業費、林業費の鳥獣保護センター 改修事業費1,800万円でございます。これは、 ただいま6月補正分でも説明いたしました が、鳥獣保護センターの施設のうち、野鳥園、 料金徴収所、野外トイレ等の施設撤去費でご ざいます。

なお、完成は2月末を予定しております。 次に、下段の商工費、観光費、自然公園観 光施設整備事業費1億5,700万円余でありま

これは、県内にあります国立、国定、県立 自然公園や九州自然歩道内での14カ所の施設 におきまして、歩道、あるいはトイレ等の改 修等を行い、機能向上を図るものであります。 完了につきましては、早いもので10月、遅い もので3月末の完了を予定しております。 以上、2件とも2月補正でお願いしたもので

自然保護課は以上です。御審議のほどよろ しくお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、若本病院事業管理 者に総括説明を、続いて担当課長から順次説 明をお願いいたします。

○若本病院事業管理者 今回の定例県議会に 提案しております議案の概要説明に先立ちま して、最近の県立こころの医療センターの運 営状況について御報告申し上げます。

まず、運営面ですが、センターの最重要課 題であります医師の確保につきましては、本 年4月から、昨年同時期に比べまして2名増 の5名の常勤医師を確保したところでござい ます。しかしながら、一昨年の常勤医師の体 制に比べますと、まだ不足している状況は変 わらず、さらに中堅医師不足の状況が続いて いることから、今後も、さらなる常勤医師の 確保を進めるとともに、中堅医師の確保、養 成に努めてまいりたいと考えております。

次に、経営面でございますが、医師不足に 伴う老人治療病棟の休止によりまして、現在 150床での運営を行っておりますが、その運 営や新規の外来患者の抑制による影響もござ いまして、医業収益が平成19年度と比べます と大幅な減収となりましたけれども、医業費 用の方も、運用病床の縮小で、人件費や材料 費等の経費が減少したことによりまして、平 成20年度の決算は黒字を確保したところでご ざいます。

今後は、本年3月末に策定いたしました中 期経営計画をもとに、県内精神科医療のセー フティーネット機能の維持確保、先導的な精 神科医療活動の推進等県立病院としての役割 の維持向上を図るとともに、効率的、効果的 な運営を図り、繰入金の削減に見合った経営 体質を構築する所存でございます。

それでは、本議会に提案しております病院

局の議案について御説明いたします。

今回提案させていただいておりますのは、 予算関係1議案でございます。

第3号議案の平成21年度熊本県病院事業会 計補正予算でございますが、国の経済危機対 策における公共施設のデジタル化のためのデ ジタルテレビ購入費用として200万円余の増 額補正をお願いしております。

以上が今回の議案の概要ですが、詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大谷総務経営課長 病院局総務経営課でご ざいます。

6月補正予算関係の冒頭分の27ページをお 願いいたします。

病院局の6月補正予算につきましては、収益的収支が93万8,000円、資本的収支が171万6,000円余、総額の265万4,000円の増額補正を計上させていただいております。

国の経済危機対策における公共施設のデジタル化に対応したデジタルテレビ22台の購入 経費でございます。

28ページをお願いいたします。

その支出の内訳でございますけれども、医業費用として93万8,000円、資本的支出として、建設改良費171万6,000円でございます。

公営企業会計におきましては、1個10万円 未満の備品は医業費用として当該年度の費用 に、1個10万円以上の備品は資本的支出の建 設改良費として後年度の減価償却の対象とさ れておりますので、予算科目も分けていると ころでございます。

なお、テレビの購入につきましては、地域 活性化経済危機対策臨時交付金の対象とされ ておりまして、一般会計から171万6,000円の 繰り入れをお願いしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

質疑に入る前に、ここで5分間の休憩をと らせていただきたいと思います。

次の再開は、この部屋の時計で11時5分から行いますので、よろしくお願いいたします。

午前10時58分休憩

午前11時5分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き 続き委員会を再開いたします。

議案等について質疑を受けたいと思いま す。

質疑はございませんか。

○早田順一委員 先ほど森枝部長の方から冒頭説明がありましたけれども、新型インフルエンザの対策ということでございまして、熊本でも、とうとうインフルエンザが出たということで、24日現在で5名の患者が確認されたということでございました。

当面の感染拡大防止、それから万全の対策 を講じていきたいということでございまし て、発熱相談件数が何かふえているというふ うに聞いておりますけれども、どのくらいの 件数があったのか、それと、また今後、相談 体制、人員等あたりは、配置とかそういうの は本当に大丈夫なのか、その点をちょっとお 聞かせください。

- ○池田和貴委員長 早田委員、済みません、 これは後の報告事項にございますので、その ときで――議案、その後でもよろしゅうござ いますか。
- ○早田順一委員 はい。
- ○池田和貴委員長 そのときでよろしいでしょうか。

○早田順一委員 はい、わかりました。 インフルエンザの箇所は、全部後でという ことですかね。

○池田和貴委員長 できれば……。

○鎌田聡委員 議案にある分はいいでしょ う。

○池田和貴委員長 なら、済みません、じゃ あ今の質問に答えてください。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。着座のままで失礼いたします。

今の委員長からのお話ありましたように、 その他の報告事項で用意いたしております資 料の別冊資料をごらんいただけたらと思いま す。

別冊資料の4ページをごらんいただけたらと思います。

そちらの6番目のところに、県内の状況ということで、ただいまお尋ねのありました相談状況を、22日現在までの累計で作成いたしております。

一般的な電話相談につきましては、県全体で752件、発熱相談センターへの相談3,888件、4,600件を超える相談があってございます。そのうち、発熱等にかかわる健康相談につきましては3,035件と、全体の相談の中の65%程度を占めております。

そのうち、今お話しのございました発熱外来への受診勧奨をした件数でございますが、126件ということで、健康に関する相談があったうちの4.2%程度を発熱外来に勧奨いたしております。

その推移でございますけれども、右側の相 談件数の推移の表をつくっております。全体 としましては、国内の発生がございました5 月16日後の20日前後をピークとしまして、相 談件数は徐々に落ちつきを取り戻して少なく

なってまいっております。この表にはございませんけれども、23日が68件、24日が54件ということで、県内発生があってから少しはふえましたけれども、全体としては大きな傾向に今のところ変わりはございません。

この相談件数の推移に伴って、先ほどの発 熱勧奨についても同様の傾向でございまし て、大きな変動はございません。

相談体制につきましても、他県では、県内発生があった場合には、大きな変動、相談が急増したという例がございまして、体制を準備しておりましたけれども、現在のところこれまでの周知もあって落ちついた状況にあるようでございます。

以上でございます。

○早田順一委員 思っていたよりも相談件数が何か減っているというか、落ちついているというふうなお話でございまして、県で行動計画を改定したばかりで今回の新型インフルエンザが発生をしておりますけれども、今までの計画どおりにいかなかった点とか、それから何か見直すべき項目があったとか、何かそういう反省点とか見直す点というのは、課題とかありましたか。

○末廣健康危機管理課長 当初、国の行動計画が2月に策定されまして、それに準じまして本県の行動計画を3月末に策定いたしました。それのパブリックコメントに着手しておるさなかに世界的な発生ということになりました。それで、直ちにその本部会議を招集いたしまして、行動計画を成案にいたしまして、対策を進めてまいりましたけれども、国の行動計画が、H5N1、いわゆる鳥インフルエンザの強毒性を念頭に置いた計画でございました。本県の行動計画もそれに準じたもので、発生後の対応につきましては、現在発生しているH1N1の病原性等に対応した柔軟な対応をとるということで、

これまでも対応してきたところでございま されていると思いますけれども、季節性のイナ シフルエンザとして定期的に公表するよう

見直しにつきましては、去る6月19日に国が行動指針を見直しております。それの説明会が、あす全国の担当課長会議を開催しまして、ある予定でございます。そういった内容を確認いたしまして、行動計画の見直し等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早田順一委員 その患者さんあたりが、今後、例えば一般病院とか、かかりつけのお医者さんとか、そういうところでも診ていただけるような、そういう計画内容はちょっと私よくわからないんですが、そういう方向性で進んでいくんでしょうか。

○末廣健康危機管理課長 国の運用指針では、外来用施設を一般の診療機関でも受診できるというふうに既に見直しをされたところです。ただ、大きな見直しになりますので、医療機関との調整もございます。また、県民の間には、現在の発熱相談から発熱外来に誘導するという医療体制が定着しておりまして、急に変更しますと混乱を生じるおそれもございます。また、現在の体制の中で、今回の県内発生も速やかに確認できたという状況もございます。

そういうこともあって、国の運用指針の改定はございましたけれども、本県においては、さきの本部会議の中で、現行のままで運用し、国の改定の内容等の詳細を知った上で検討するというところにいたしているところでございます。

○早田順一委員 国の決めたことに準じて県 も対応していくということだと思います。情 報公開についてもやっぱり同じことなんでし ょうか、その患者さんの個別の情報公開、今 されていると思いますけれども、季節性のインフルエンザとして定期的に公表するような、そういうふうな流れにもなっていくんですかね。

○末廣健康危機管理課長 毒性については、季節性インフルエンザと同等、あるいは、まだよくその辺のところが詳細になっていません。国の運用指針も、季節性インフルエンザと同様にしてしまうということではございません。サーベランス等も、さらに集団発生等について強化していくという中での体制の弾力的な運用の改定、見直しということでございましたので、全く今後同様になっていくということはわかりませんけれども、しかし、過去のインフルエンザも、すべて新型で始まって現在のようになってきておりますので、長期的には御指摘のような方向になろうかと思います。

○早田順一委員 例えば青森県なんかは変更 を独自でされたりとかされていますので、熊 本県におきましても、熊本県に合ったやり方 でぜひやっていただきたいというふうに思い ます。

○池田和貴委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 今回の補正の中には、かなり やっぱり基金の関係、新規造成、積み増しと いうことでなされておりまして、その中で、 1つ、説明資料の冒頭分、3ページの中の介 護職員の処遇改善等臨時特例基金ということ で67億円積まれて、新規でなされていますけ れども、実際この額で──介護職員の処遇、 いわゆる賃金というか、そういったことに対 応されるということで伺っていますが、この 額で足りるんですかね、県内の介護従事者。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室で

ございます。

今回のこの介護職員の処遇改善の交付金については、各事業者に対して、その事業者が得る介護報酬の総額に介護サービスの種別ごとにあらかじめ定められました交付率を掛けて、その金額を交付するという形になっております。そういう仕組みになっております。

今回6月補正で計上させていただきましたこの67億、実はまだこの予算を積算している段階で、厚生労働省の方からは、まだ案という形でこの交付率というのが示されておりましたので、その時点での交付率の案に基づきまして、県内の介護事業者の数、それからそのすべての介護事業者が得ている介護報酬の総額を見込んだ上で、その交付率を掛けて計算をいたしました。

ただ、実はつい先日、交付率の変更ということで厚生労働省から連絡がありまして、その新しい交付率に基づいて具体的な計算は今後し直さなきゃいけないと思っておりますので、それについては9月補正の方できちんと増額する必要があれば対応したいというふうに考えております。基本的には、県内の介護事業者の介護報酬の総額を見込んだ上で、あらかじめ定められました交付率に基づいて積算をしておりますので、当然今後補正の必要は出てくるかと思いますけれども、基本的には足りるというふうに考えております。

○鎌田聡委員 新しいまた計算式で増額ということも考えられるということですけれども、基金の額というのは決まっているんですよね。増額とかできないんでしょう、この額は、67億は。

○江口高齢者支援総室長 もちろん国の方で 今回の経済危機対策のこの介護職員の処遇改 善の交付金で金額が決まっておりますので、 あとは、それを各都道府県にどのように配分 するかということになります。 その基本的な考え方が、各事業者ごとに、 サービス種別ごとに定められました交付率に 介護報酬総額、その事業者の介護報酬額を掛けて計算をするという考え方ですので、そう いった形で、県といたしましては、国の方に これだけ必要ですという形で協議をすること になります。

ただ、国といたしましては、各都道府県にもう既に補正予算で決まった金額がございますので、それをどういう形で配分するかということになりますので、決められた予算額の中で県が見込んだ額が最終的に来るかどうかというのは、全体の都道府県でどの程度の費用がかかるかというのが最終的に出てこないとわからない部分だと思っております。

○鎌田聡委員 その辺は、きちんとまた精査をしていただきたいと思いますけれども、やはり1つ心配しますのが、この処遇改善基金事業というのが3年間の限定措置と、期限つきということで、じゃあ3年後、一たん引き上げた賃金を引き下げられるのかということで、非常に事業者も悩ましいところだと思うんですよ。3年後は多分継続できない、今のところそういうことだと思いますけれども、その後何らかの対応を今後お考えになられていかれるのかどうなのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○江口高齢者支援総室長 委員御指摘のとおり、今回のこの事業は23年度までの事業ということで打ち出されております。その後どうなるかというのは、正直申し上げて、私どもも現時点で確定的なことは申し上げられません。

ただ、つい先日、6月23日に、経済財政改革の基本方針の2009と、いわゆる骨太の方針の2009というのが閣議決定をされました。それとあわせまして、実は昨年12月に持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた

中期プログラムというものが閣議決定をされ におります。

今回、この骨太の方針2009の閣議決定にあわせて、この中期プログラムが一部改正をされました。その内容を確認したところ、次のような一文が加えられております。経済危機対策及び関連補正予算において時限的に講じられた社会保障の機能強化の措置、その後の対応については、経済財政改革の基本方針2009における社会保障の機能強化の必要性の観点等を踏まえつつ、財源確保とあわせて検討するということが盛り込まれておりますので、私どもとしては、今おっしゃられた御懸念の点につきましては、政府としても十分認識した上で今後検討が進められるというふうに考えております。

○鎌田聡委員 現時点でどうか、はっきりした判断、お答え難しいと思いますけれども、 財源確保ができればいいんですけれども、なかなか厳しい状況の中で、そういうことで、 これは期限つきじゃなくて、やっぱり介護の 現場というのは非常に厳しい状況にあります。それに対する、見合うやっぱり賃金というのがきちんと保障されなければ、そういった従事者というのは非常に少なくなってまいりますので、そういう取り組みを継続してできるような対応を県としても頑張っていただきたいと思います。

それとあわせてありますのが、事業者から、 今から説明されて申請を受け付けられると思いますけれども、非常にチェックといいますか、やっぱりこれまで、言っちゃなんですけれども、いろんな、事業者によっては不正受給だとか、そういった、この関係じゃなくて、そういったものもありましたし、そういったもののチェック体制というのはきちんとつくっていかなきゃならないというふうに思いますし、ただ、これはかなりの業務量としても膨大な業務量になるかと思います。そういっ た中で、今のこの高齢者支援総室の体制で十分なのか、3年間については何らかの特別な対応をされるのか、その辺やっぱりきちんとしていかなければ、チェックが甘くなったり、必要以上に厳しくなったりというようなことになりますので、その辺をどうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○江口高齢者支援総室長 おっしゃるとおり、今回この各事業者に対してこの交付金を交付するという業務が新たに発生することになります。県内対象となる事業者約2,200というふうに我々見込んでおりまして、それだけでも膨大な作業量になるなというふうに当初考えておりました。我々が一番懸念いたしましたのは、この交付金を県が直接事業所に対して配るということになると、とてもじゃないけど、もう膨大な作業量になって、現体制では無理だということを考えまして、こちらの方については、厚生労働省の方にも十分考えてほしいという話をさせていただいたところです。

結果といたしまして、我々が一番懸念しておりましたこの交付金の交付をだれがやるかということについては、現在その介護報酬は、各都道府県に設置されております国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連、こちらの方がやっておりますので、今回の交付金も、介護報酬総額に交付率を掛けるという考え方ですので、その国保連を通じて交付していただいた方が一番効率的であろうということで、厚生労働省の方で調整をされて、各国保連を通じてこの今回の交付金についても交付をしていただくということになりました。

そういった点で、当初我々が一番懸念していた点についてはクリアをされたと思っております。ただ、そうはいいましても、まず、各事業者から処遇改善計画というものを出していただかなければなりません。その受理、それからその内容のチェック、今委員から御

指摘ありましたとおり、最終的な実績報告の!に、実は介護基盤の整備との関係が一部ござ チェックというものをやらなきゃいけませ ん。これについては県が直接やることになる というふうに考えております。その点につい ては、確かに業務量としては増加する分にな ります。

ただ、今回のこの交付金の中には、事務費 分というものも含められているというふうに 聞いておりますので、いわゆる定型的な作業 については臨時職員を雇うということによっ てお任せできる部分もかなりあろうかと思い ますので、そういった形で、現行は、職員の 業務量、これはある程度は出てくるとは思い ますけれども、できるだけ効率的なやり方で しっかりとチェックはやれるという体制で臨 みたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 かなり膨大な事務量になると 思いますし、そこのチェックはきちんとやっ ていただいて、誤りのないような対応をお願 いしたいと思います。

○岩中伸司委員 関連で。今の報告をいただ きまして、県として今回積み上げられている この基金の金額、ちょっと気になるのが、介 護職員処遇で1万5,000円程度というふうな ことでずっと来ているんですが、この条例を 見ても、この資料を見ても介護職員の処遇及 び介護施設の整備、こういう形で条例もなっ ていますし、介護職員の処遇のところにも、 介護職員改善等という「等」が入っているん ですけれども、県のこの積算の仕方というの は、介護、そういう施設と直接人件費にかか わる分、この割合はどんな形の計算でしょう か。

○江口高齢者支援総室長 この介護職員の処 遇改善の交付金のための基金には、今お話を させていただきましたこの介護職員の賃金ア ップのための交付金の交付という部分以外

いまして、新しく施設をつくる、もしくは既 存の施設を増床するという場合に、今回その 施設を開設するための必要な経費について一 部助成措置が新たに設けられております。

例えば、特別養護老人ホームをベット増床 するという場合には、ベット1床当たり上限 額60万円の開設等経費という費用が助成をさ れるというのが新しく今回この経済危機対策 の中に盛り込まれております。この費用につ いては、基本的には介護基盤整備の中で一体 的に説明がされてきているものでした。その 施設整備をする際に、その施設整備に係る費 用の補助金を今回単価をアップしますという ことと、あわせまして、実際増床する場合に は、それだけ新しく入所者がふえるというこ とになりますので、そのための準備をしなき やいけないと。それは例えば介護職員を新し く雇ったりということが必要になると思いま す。そういった場合の準備のための経費も、 実は今回費用を助成しようということが盛り 込まれております。本来であれば、これは介 護基盤整備の一部として整理をされる話です ので、この基金についても、基盤整備の方の 基金にこの開設等経費の費用も組み込まれて 計上するのが考え方としては素直かなという ふうに思うんですが、実は、厚生労働省の整 理の方でして、いわゆる介護基盤の整備は、 これはハードのための費用ということで、そ ちらの方の基金の方にはハードに係る費用の 分だけ積み立てると。一方、介護職員の処遇 改善の交付金、これはもうソフトの分ですよ ね。あわせまして、この基盤整備に係るこの 開設等経費についても、直接的なハードの経 費ではないと、ソフトの経費だということで、 実は、この開設等経費については、介護職員 の処遇改善の交付金とあわせて、こちらの方 の基金に積み立てをするというような整理 が、これは厚生労働省の方でなされました。 そういった形で、今委員御指摘のように、

ます。

ただ、この分については、具体的にどの程 度費用がかかるかというのは、まだ今の時点 で見込まれておりませんので、今回この6月 補正の中で計上させていただきましたこの介 護職員処遇改善の交付金の67億という基金分 については、開設等経費が含まれておりませ んで、この67億は、現時点においては、すべ て処遇改善のための交付金というふうになっ ております。

○岩中伸司委員 理解できました。これは人 件費で、すべてということが67億ということ ですね。

しかし、やっぱり厚労省は知恵が多いです ね。改めてそう思いました。一般的にはもう 介護職員の労働条件アップかということだけ で考えていたんですが、やっぱりこういうこ とも――考えてみれば、新たに特養をつくっ ていくということは、待機の人がいっぱいい るわけですから、それは希望されているんで、 改善されていくことだから、同時に、人もそ れだけ要るということでいけば、考えてみれ ば人件費の部分にもなっていくということ で、これはやっぱり役人の上手なというか、 改めて感心しましたね。わかりました。

○小杉直委員 鎌田委員、岩中委員の質問、 問い合わせに関連してちょっと課長にお尋ね ですばってんが、確かに今度の介護保険対策 費、緊急経済という面ももちろんありますけ れども、いわゆる以前3%アップして、それ でもやっぱり雇用対策にならなかったとい う、それからもう一つは、超高齢化に突入し て、介護対象者がふえて、介護職員がますま す離職していくという現実。それから、待機 者が36万人全国でおって、その分に対して19 万人分のベット数の予算を編成すると。です から、一方では経済緊急対策と言いながらも、

「等」というのが入っているところでござい ! 一方では社会保障の切実な局面、そうした必 要不可欠な面もあるわけですよな。そういう 両方の面を持っているという認識でいいんで しょう。どうですか。

> ○江口高齢者支援総室長 委員、おっしゃる とおりだと考えております。

> 今の経済状況悪化している中で、一方で、 その一部の原因としては、将来的な社会保障 に対する信頼という部分が、やっぱりいろい ろ不十分な点も出てきておるというところ で、不安というようなところあると思います。 そういったこともあって、安心社会の実現と いうような形で政府の方でも検討されている というふうに考えておりますので、そういっ た点でいいますと、社会保障制度をきちっと 構築していくということが、将来的に経済的 にももちろん必要であるし、一方で、そうい った将来の不安に対してもこたえていくとい うそういった両面があるというふうに考えて おります。

> ○小杉直委員 両面のあるという認識だけん 安心したわけですが、ちょっと質問じゃない けど、要望にもならぬけれども、説明しとき ますが、4月29日の祭日に、建設の国会議員、 自民党ですけれども、8人寄っていただいて、 知事以下全部長にも来ていただいて、緊急経 済対策の中身について説明があったわけです が、ほとんど今度の補正予算の15兆について は、建設の国会議員が中心になって策定して いったという経過があるのも事実ですけれど も、さっきおっしゃった時限的な、あとの23、 24年以降についての心配もちょっと委員から ありましたが、中期プログラムとか、2009年 の骨太方針とか、そういうもろもろを見ます と、私は自民党県連の役員の1人ですが、今 回の選挙で自民党、与党が続けば、23年以降 もきちんとしたあれはするということは自信 がありますので、説明しておきます。

以上です。

○早田順一委員 関連して。今の小杉先生の 方から、国の待機者が36万人、それから増床 が19万人ということで、県の方では待機者が 今何人おられるのか、そして今度の緊急経済 対策のこの基金で大体どれくらいの増床を見 込まれているのか、ちょっと教えていただけ ませんか。

○江口高齢者支援総室長 実は、現時点にお ける正確ないわゆる特養、特別養護老人ホー ムに対する入所申込者という数は把握はでき ておりません。そういうこともありまして、 実は今年度、正確な数字を把握するための調 査というものをやる予定にしております。当 初は、今年度に入りまして、今の時点では調 査をもう始めるというスケジュールを立てて おったんですけれども、4月に入りまして、 経済危機対策、かなりの部分で対応しなきゃ いけない分が出てきまして、これは私どもの 問題ですけれども、若干スケジュールがおく れております。ただ、議会終了後、直ちに調 査に入りたいというふうに考えておりまし て、今そのための、正確に把握するための調 査の内容について検討しているところでござ います。

もう1つ御質問がありました。今回のこの 経済危機対策の中で、県としてはどれぐらい の上乗せをというお話ですけれども、これも、 実は施設整備をするに当たっては、市町村の 意向というものが非常に重要になります。介 護保険は、御存じのとおり、市町村が保険者 でして、実際介護保険の財政の部分でも、給 付費の半分は保険料、残りの半分が公費です。 その残りの半分の公費のうち、国が25%、残 りの25%を県と市町村が案分しているという ような状況でして、施設を新しくつくります と給付費もふえるという、こういう構造にな っております。その場合には、各自治体の負 担もふえるのとあわせまして、住民の方の保険料もふえるということになります。この住民の方の保険料は3年ごとに市町村が定めることになっておりまして、各市町村の方は、どの程度施設整備のニーズがあるのか、一方で、住民の保険料をどの程度まで負担していただけるのか、そういった両面を考え合わせながら、どの程度施設整備をしていくかということを考えていただくのが一番重要だというふうに考えております。

そういった点もありまして、今月6月5日に市町村の担当課長集めまして、今回のこの介護基盤の緊急整備について、この3年間でどれくらい上乗せ整備ができるのかということをしっかり考えてほしいということで、今検討依頼を行っているところでございます。この結果を踏まえて、県としては、県全体分を取りまとめて、必要な予算措置をやっていきたいというふうに考えております。

○早田順一委員 聞こうと思ったことを先に 言われたような感じだったんですけれども、 やっぱり市町村あたりが増床するとなると、 おっしゃったとおり、介護保険料がアップを します。その点もあって、なかなか申し込み があっても市町村でストップしてしまうとい う状況でございましたので、6月5日に市町 村との検討会をされるということであります ので、しっかり県として御指導をしていただ ければというふうに思っております。

それから、ちょっと関連なんですが、介護保険料を払うときに、例えば後期高齢者医療制度のときに、年金からの天引きの話があったですよね。あれを口座振替と選択制になりましたけれども、この介護保険料はまだたしか天引きをされていると思います、天引きをされると。これから年金で夫婦で暮らしていく方々がどんどんふえていきますけれども、天引きをされると控除の対象にならないわけですよね。だから、少ない年金の中からその

分を余計にまた払っていかなきゃいけない、! そういった控除の話もあるとは思いますけれ これは県のことでありませんで、国のことで ありますので、県としても、その辺を解消す るために、ぜひ国の方に言っていただきたい と思いますけれども、いかがでしょうか。

○江口高齢者支援総室長 御指摘あったよう に、昨年4月から後期高齢者医療が始まりま して、若干混乱があったということもあり、 その後幾つか制度の見直しがされたというふ うに承知をしております。

その中の1つが保険料の支払い方法という ことで、当初年金天引きのみということが、 途中から口座振替等の選択制、そういうもの が可能になったというふうに承知をしており ます。

後期高齢者医療制度の保険料の方でそうい う取り扱いになったということを踏まえて、 やはり昨年、この介護保険の保険料について もどういうふうにしようかという議論が国の 方であったというふうに聞いております。

国の方の審議会で、制度の整合性という観 点から、そういった選択制を介護保険の方に も取り入れてはどうかという提案が厚生労働 省の方からされたというふうに承知をしてお りまして、ただ、その審議会の中での議論は、 やはり介護保険については、保険料を年金か ら天引きされることについて、大きなそうい った反対は特に上がっていないと。一方、保 険制度を運営しております市町村の声として は、やはりそういった中で選択制をとった場 合には明らかに徴収率が落ちるということが 目に見えていると。その中で制度を改正する ことについては絶対反対だという市長会、町 村会は、そういう反対があったということを 聞いておりまして、その結果、介護保険につ いては、現行どおり年金天引きとなったとい うふうに聞いております。

具体的に県として国に対してどういう要望 をしていくかということについては、一方で、

ども、市町村の立場からすると、徴収率が落 ちると、その分の徴収対策をとらなきゃいけ ないと。その分は住民の方の税金にはね返る という部分もありますので、そういったこと を総合的に考えながらやっていかなきゃいけ ないのかなというふうに考えております。

○池田和貴委員長 いいですか。

○早田順一委員 確かにその市町村からの申 し出があったということで、天引きをしない と作業量がやっぱりふえるのはわかります。 ただ、選択制でそういった税金の控除になる ならば、これはぜひどっちかを改善をしてい ただくようにぜひ言っていただきたいと思い ます。本当に年金で暮らしている方々にとっ ては、控除になる、ならないというのは非常 に、年間何万かもしれませんけれども、大き な金額だと思います、その方々にとっては。 そういうことがあるということをぜひ認識を していただいて、国の方にも対応をぜひして いただきたいなというふうに思っておりま

○小杉直委員 江口総室長、能弁だけん、な かなか話の詳しゅう長かけん次に移ります。

5ページ、自殺の関係、新しく積立金を1 億5,000万とか、啓発事業2,400万とか、自殺 対策推進事業1,200万とか組んであるですた いな。それで、ここでちょっとお尋ねしたか つばってん、この中にうつ病に関する対応策 というのは入っておるかどうか。

○前田障害者支援総室長 今回の自殺対策 は、地域における自殺の対策力を強めていこ うということでございますので、大きな柱と しては、相談体制、いろんな相談を受けると きの相談体制をきちっと整備するということ と、それから、医療関係、保健関係、福祉関 係の方々の人材育成というようなことをメー ! 第一線の職員さんの中の話聞いてみると、4 ンにはしておりますが、ただ、やはり自殺の 大きな原因になっているのが、やはりそのう つ病ということもございまして、啓発活動の 中で、そのうつ病対策等についても、それは 十分対応するようには考えておるところでご ざいます。

○小杉直委員 現実的に私の知り合いの中に も、うつ病発生、うつ病になられて自殺され た方も何人かおられます。それから、知り合 いのこころのケアセンターの病院にも患者さ んが相当朝早くから行っておられる現実も見 ております。そういう面は藤川委員あたりが 御専門でしょうばってん、私素人だけん聞く わけですが、3万人を超える毎年の自殺、そ れを熊本でも抑えんといかぬわけですが、そ の中に、うつ病に対して何か取り組むような 施策というですか、対応策ちゅうとは自殺予 防として考えていないのかなあというとを聞 きたかったわけですたい。

○前田障害者支援総室長 うつ病の方につい ては、その症状がいろんな形で出てきます。 例えば、頭痛がするだとか、体の調子が悪い だとか、眠れないだとか、そういう方々は最 寄りの地域のかかりつけの医療機関にかから れることが非常に多うございますので、この 辺については、医師会あたりとも協議をいた しまして、かかりつけ医の方々に対する研修 会あたりもできれば開催をしてもらいたいと いうふうに思っております。

○小杉直委員 こう見よったら、うつ病につ いては全然なかったもんですけん、念のため 尋ねたわけですが、あと、県庁の職員さんの 中にも、うつにかかっておる人もそれなりお らるるというふうに聞いております。今度緊 急経済対策で執行部は相当大わらわと思うで すたいな。非常に多忙だろうと思うですよ。

月から給料はカットされたわ、夏のボーナス の凍結もされたわ、しかし一方では、相当な ハードな仕事量がどんと来たと。モチベーシ ョンが下がっている職員さんも現実におるや に聞きますので、失礼な言い方になりますけ れども、職員さんたちのうつ病が改善される ように、ふえないように、ひとつ所管部長さ んとかなんとかは心がけてください。

ここに出席の方々は幹部の人がほとんどで すばってんね。それ以外の平職員さんあたり に対する気配り、目配りをしっかりお願いし ときますな。

以上です。

○佐藤雅司委員 これは議案の中身でござい ますから、さっきの介護の関係についてちょ っとお尋ねしたい。関連でも何でもないです が、私は末端の話をさせていただきたいと思 います。

自民党の話も実は出たわけですけれども、 非常に今回の経済対策、待っておられる分も あろうし、1万5,000円ぐらいじゃというと ころもあると思います。私がいろんなところ で聞く限り、これまで、御承知のとおり、そ れじゃ飯が食えるかと、介護職員、資格を取 ってやったけど、到底それぐらいじゃだめだ ということで、1万5,000円あるいは2万円 という話も出たわけですけれども、1万5,00 0円に落ちついてということになったわけで すが、聞いてみると、やっぱり処遇改善計画、 こういったものを事業者から出さなきゃなら ない。市町村、社会福祉協議会、いろんな事 業者、それから病院、グループホームとか、 いろんなところが出していく。そういう中で の手続を行われないといいますか、いわゆる 賃金調整というか、内部のですね。いろんな ことでもう到底うちの方は多分出しなはらん どなとか、もうあきらめている。

せっかくこれだけ気持ちの上からも、定額

どん出しているのに、もう再三、実は私たち も含めて、皆さん方にも申し上げてきたと思 いますけれども、やっぱり市町村からいろん な問い合わせ、事業者からあった場合には、 どんどんそうしたことがあるからぜひ皆さん 方盛り上げて出してくださいと。そして、わ からぬとか言わずに、やりますよって。しか し、具体的なことは、詳細についてはまた追 って改めてという話をしていただきたいとい うことをずっと言っているわけですけれど も、どうも私が聞く限り、末端からは、やっ ぱりうちはさっさんかもしれんなあという、 そういう声があるんですけれども、そうした ところは何かお聞きになられたり、あるいは そういうことも一切ないと、2,200という事 業所があるんで、きちっと全部網羅してやり ますというようなことになっているのかどう か、その辺をぜひちょっとお聞かせいただき たいと思いますけれども。

簡単によかですよ、簡単に。

○江口高齢者支援総室長 まず、今回の処遇 改善交付金は、事業者からの申請に基づいて やるということになっておりますので、もち ろん手を挙げていただかないと交付金の交付 というのはできない仕組みになっておりま す。そういったこともあり、今県の方では、 今週から、あと、7月上旬にかけて、各事業 者をサービスごとに集まってもらいまして、 集団指導というものをやっております。これ はもちろんこの処遇改善の中身だけじゃなく て一般的ないろんな説明をするわけですけれ ども、その中で、今回大きな柱としてこの処 遇改善交付金の説明をしっかりとさせていた だいております。

ただ、まだ今の時点で、今佐藤委員からお話があった処遇改善計画の中身をどういう様式で出さなきゃいけないのか、これはまだ厚生労働省から詳細な連絡が来ておりませんの

給付金から、いろんな公共的なものからどん で、あくまでも今やっている説明会では、現 どん出しているのに、もう再三、実は私たち 時点での情報をきちっとお伝えするという趣 も含めて、皆さん方にも申し上げてきたと思 旨でやっております。

改めて、詳細な内容が来たら、それについてもきちっと県の方で整理をして、各事業者に理解していただけるような形で対応していきたいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員 これは要望でよかですけれども、やっぱり周知徹底という、それから、緊急ですから、緊急性があるということで、ぜひそういうところで皆さん方取り組んでいただきたいということを再度お願いしておきたいと思います。

以上です。

○鎌田聡委員 追号の方の4ページになりますけれども、児童健全育成費で子育て応援の店活性化・登録促進事業ということで、1,12 0件ぐらいの登録があって、肥後っ子の日を中心に取り組むところに1カ月当たり5万円お支払いになられる。これはちょっと具体的に、どのような取り組みをやればそういった5万円が入ってきて、これは1カ月当たりということで言うと、年間通してその額来るのか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○吉田少子化対策課長 子育て応援の店活性 化・登録促進事業につきましては、応援の店 に登録している企業、もしくは登録していな い企業につきましても対象にしたいと考えて おりまして、この中で、予算案の承認をいた だきますと、準備期間を経て、ことしの後半、 具体的には10月からの6カ月間、想定として は、100店舗ぐらいを想定しておりますが、 月5万円ということで、毎月の15日、肥後っ 子の日を中心にしたそれぞれの店舗での工夫 した取り組みをやって継続していただくとい うことで、トータル3,100万円を予定してお ります。

具体的には、例えば飲食店ですと、15日に、特別に県産品のデザートを1品、子供の家庭にはサービスとして追加するとか、それぞれの店舗に応じた取り組みというものを期待しておるところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 済みません、具体的なのが1 つしかなかったんですけれども、ほかは何か あるんですかね。どういった店が――僕は、 安心、安全かなと思ったんですが、ちょっと 違うんですね。教育、子育て、大体目的は何 ですか。子育て支援ですか。ちょっとわから ぬな。

○吉田少子化対策課長 そもそものこのくま もと子育て応援の店企業推進事業といいます のが、少子化対策、子育て支援においては、 やはり企業の方々の理解が一番大切だろうと いうことで、18年10月にこの登録事業を進め ております。

具体的には、3つの種類の店舗として、子 育てとくとく応援団、これは、子育て家庭が 店舗を利用された場合に、例えばポイントサ ービスをするとか、いろんなサービスをする ようなお店でございます。それからもう一つ は、子育てあったか応援団ということで、店 舗の中におむつの取りかえのコーナーをつく ったりということで、子育て支援家庭に配慮 した支援をするという取り組み。それからも う1つ、子育て従業員応援団ということで、 企業のそれぞれ従業員の方の、例えば育児休 暇のとりやすいような環境ですとか、従業員 の執務環境に配慮した取り組み、こういった 3つの応援団、登録企業を登録いただいてい る取り組みを既に始めておりまして、2年9 カ月ほど今たっております。

こうした子育で応援に理解のある企業に、 これはまさに、それぞれの店舗からこんな活 動、イベント、取り組みをやりますというふうな企画を応募していただきまして、それで、こちらの方で審査して、効果があるという取り組みに対して支援をしていくという予定でおります。

○鎌田聡委員 じゃあ新規じゃないんですか。 か。やっているということですか。

○吉田少子化対策課長 登録事業そのものは 従前からございますが、これを特に促進する という意味合いと、それと、子ども輝き条例 に定めております肥後っ子の日、毎月15日と いうことを県民の方々に定着、普及させてい くという2つの側面から、特に店舗、企業の 取り組みを支援することで、その2つを進め ていこうという取り組みでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ登録店自体は18年10月から募って、先ほど言われた3つの取り組みというか、とくとく応援団、子育てあったか応援団、子育て従業員応援団ということをやられてて、これに対しては特に何か今県からこういった助成を出しているとか、それはないんですかね。

○吉田少子化対策課長 この登録事業につきましては特に助成は出しておりませんで、県としましては、登録された企業を紹介した冊子をつくって、広く県民の方にお配りしたり、同じ情報をホームページに載せて、こうした理解のある取り組みをなさっているということで、そのことをPRしているということでございます。

○鎌田聡委員 ぜひ、そういった取り組み、 私ちょっと存じ上げなかったもんですから、 どういったもんだろうかなと思ってお伺いし ましたけれども、そういった知らない県民も 多いと思いますし、今回はそういったふうに 応援をする経費も計上されるわけですから、 ! ○鎌田聡委員 23台と4台で27台ですか。 これまでそういった取り組みがどうだったの か、今後どういった部分が期待されるのか、 そういったことをもう少し詳しく出していた だいた上で、今後のまた取り組みをぜひ―― 悪い取り組みじゃないと思いますので、いい 取り組みだと思いますので、そういった成果 が上がるようにぜひ取り組んでいただきたい と思います。

それと、もう1点いいですか。

- ○池田和貴委員長 鎌田委員、続けてどうぞ。
- ○鎌田聡委員 環境生活部が寂しそうですの で、説明資料20ページの環境政策課のエコカ 一率先導入推進事業ということで、先ほど台 数はお伺いしました。知事部局23台分で、ハ イブリッド車が4台分とかいう話だったんで すけれども、エコカーというのはハイブリッ ド車じゃないんですかね。23台、ちょっとそ の辺のエコカーはどういった車なのかという のを教えていただきたいと思います。
- ○園田環境政策課長 環境政策課でございま す。座ったまま失礼いたします。

低公害車というのがございまして、エコカ ーという標記はつけておりますけれども、低 公害車ということで特に今補助金が出ており ますですね、エコカー、四つ星とか三つ星、 それで補助金の対象になるような環境対応車 をエコカーということで総称をしておりま す。

ハイブリッドにつきましては、4種類、5 種類ございますけれども。それと、ちょっと もう1つ、県警の関係もあわせて申し上げま すと、県警の方には19台、パトカーですけれ ども、全部ハイブリッド車ということで予定 をされております。今回はハイブリッド車だ けじゃないということで。

- ○園田環境政策課長 23台のうちの4台が、 ハイブリッド車ということです。
- ○鎌田聡委員 御案内のとおり、かなり、こ れは更新予定の公用車を買いかえるというこ とですけれども、車種によっては、来年の2 月、3月というふうな車もありますので、ぜ ひその辺は、更新にあわせた準備等も大変だ と思いますので、事前にいろいろ更新時期に きちんとかえられるように対応していただき たいと思います。
- ○池田和貴委員長 ほかにございませんでし ようか。
- ○藤川隆夫委員 もう新型インフルエンザに 対してのセーフティーネットで、タミフルの 備蓄は私は結構なことだと思うんですけれど も、前からお話ししてますように、森枝健康 福祉部長も、国の方でこのタミフルの薬自体 の問題、約もう4億近いお金出しているかと 思うんですけれども、有効期限7年間という ふうに、5年から7年に延びましたよね、今 回はまた単価も下がったような話になってい ますし、これを7年の期限が切れる前に交換 するなり何なりするような方法をとらないと むだになるという話を何度も今までもしてき たと思うんですけれども、森枝部長もその件 で国の方で発言されていると思いますけれど も、今の状況というのはどういうふうになっ ているのか、教えてください。
- ○森枝健康福祉部長 ことしになりまして、 全国衛生部長会議があったときに、藤川先生 の話を踏まえて、ちょっと質問して、有効活 用についてということで熊本県の意見として 申し上げました。ただ、その時点では、回答 は、有効期限を5年から7年に延ばしたとい

うことだけの半分の回答で、あとの後半の方 の質問につきましては、その時点では明確な 回答はございませんでしたので、また今後も そういう機会をとらえて、熊本県としてはち ょっと意見を申し上げていきたいというぐあ いに思っているところです。

○藤川隆夫委員 行政が買ったやつだけ有効期限が長くて、一般診療所が買った薬の有効期限が短い、非常に矛盾した問題を抱えております。同じ薬のわけでして、できれば、有効期限切れる前に市場に出すというのも一つの考え方でしょうし、その部分も含めて、これがむだにならないような、このお金がむだにならないような形にやっていってもらいたいというのが1つ。

あと、リレンザの備蓄が今度始まりますけれども、これは単価的にはタミフルと同じような単価で入るのかどうかというのを。

○末廣健康危機管理課長 タミフルの単価に つきましては、先ほど御報告しましたように、 当初我が国とスイスのロッシュ社との間で、 1人分当たり15ユーロという価格で協定がありまして、それに基づきまして、当初1人分、 当初予算では2,354円の単価でございました。 今回、為替等の影響もあって、提示価格が1,927円余ということになりました。

リレンザについても、同様に当初2,900円 の国と会社との単価でございましたが、現在、 提示単価が2,751円ということで下がってお りますので、同様に、下がった分については 購入量を増加して、備蓄を前倒しするという ことで進めております。

○藤川隆夫委員わかりました。

それは、まあそういう形で進めていってもらえればと思います。

あと1点だけ、こころの医療センター、50 床落としたままになっています。それの有効 活用、今どういうふうに考えられているのか、 医者がいないと先へ進まない問題だろうと思 いますけれども。

○若本病院事業管理者 現在50床を休床中でございまして、この50床の活用につきましては、これまで老人治療病棟ということで使っておりましたけれども、50床休床することによって人件費も安くなったわけでございますけれども、有効活用につきましては、また同じような形で使いますと、また赤字の要因になりますので、なるべくそういった病院独自での病床の復活ということじゃなくて、何かほかの利用方法がないかということで、まだ具体的な検討までは至っておりませんけれども、そういった方策がないかということで今検討中でございまして。

○藤川隆夫委員 やっぱりこの50というベット、非常に大事なベットだと思いますので、ぜひ有効活用していただければと思いますし、精神科という特殊なところでもありますので、できれば、認知症専門棟みたいなやつだとか、療養型病床で認知症を扱うだとか、ある意味何かに特化してやるとかいうことも含めて、ぜひ幅広く検討していただいて、この50床が生きるような形にしていただければと思います。

○佐藤雅司委員 簡単な質問。前回も申し上 げましたけれども、タミフル、リレンザの備 蓄のパーセント、6万人分が7万4,000人分 になって、従来15万4,000分あったのをプラ スすると、県民の何%の備蓄になるか。

○末廣健康危機管理課長 23%を45%までふ やすということで計画いたしております。

○佐藤雅司委員 計画じゃなくて、これでど しこになるかという話ですばい。計画は知っ ています。

○末廣健康危機管理課長 今積算したものは 持ちませんので、概算で出したいと思います。

○池田和貴委員長 後でよろしいですか、佐藤委員。

○佐藤雅司委員 はい。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございません か。

○岩中伸司委員 病院関係で、5ページか。 経済対策に伴う事業で、テレビのデジタル化 で179万、これは一般会計の方から繰り入れ るということですので、障害者総室だったか な、大もとはですね。この辺で、他県ではな るべく経費を安くしていこうということで、 デジタル化については慎重に検討して、テレ ビの買いかえなのか、チューナーの設置なの かということですけれども、今回ここで上げ られているのはどのような形になっています か。

○大谷総務経営課長 総務経営課長でござい ます。

実は、平成9年に病院を建てたときに、すべてのテレビを買いかえています。既に10何年経過しておりますので、既に更新期に入ってましたんで、それを今回の経済対策に盛り込ませていただいたという経緯がございます。

○岩中伸司委員 そうすると、平成9年でも う結構時間も10年以上たっているということ で、すべてチューナーじゃなくて買いかえと いうことですね。

○大谷総務経営課長 そういうことです。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 簡単な質問で、ちょっと気になったんですけれども、そういう買いかえのときエコポイントがつくんですよね。それはどう生かしていかれるのかを教えていただきたい思います。

○大谷総務経営課長 少しちょっと勉強させ てください。済みません。

○鎌田聡委員 それはもうちょっと全庁的な問題だと思いますので、そういった部分の使い方を、県政に有効になるような使い方をぜひ考えていただきたいと思いますので、要望しておきます。

○池田和貴委員長 質疑があると思いますが、一たんここで休憩をとらせていただきたいと思います。

また1時から委員会を再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後0時6分休憩

午後1時開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き 続き委員会を開始いたしたいと思います。

先ほど質疑の途中で切らせていただきました。ほかに質疑ある方、いらっしゃいませんでしょうか。

○小杉直委員 17ページ、災害拠点病院の件ですたい。ここは、どこどこですかな、災害拠点病院は。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室からお 答えいたします。

災害拠点病院は全部で14になります。具体 的な分は、特によろしいですか。

- ○小杉直委員 一応名前を言うてよ。
- ○倉永医療政策総室長 核となる分として基 幹災害医療センターとして、日赤があります。 それ以外は、地域災害医療センターとして、 有明の方が公立玉名中央病院、鹿本の方が山 鹿市立病院、菊池は川口病院、阿蘇は阿蘇中 央病院、上益城は矢部広域病院、熊本の方は 済生会の熊本病院と熊本医療センター、それ から宇城は宇賀岳病院、八代は熊本労災病院、 芦北の方は水俣市総合医療センター、球磨は 人吉総合病院、天草は2つありまして、上天 草総合病院とそれから天草中央総合病院。以 上です。全部で14になります。
- ○小杉直委員 自衛隊熊本病院は災害拠点病 院になっていませんかね。
- ○倉永医療政策総室長 災害拠点病院にはなっていません。
- ○小杉直委員 災害時派遣医療チーム支援事業で、さっきおっしゃった30万とか100万とか169万とかいろいろおっしゃったですたいな。繰越分が169万あるわけですが、ここに対しての助成金ですか、さっきおっしゃった金額は。
- ○倉永医療政策総室長 お答えいたします。 そうです。今、小杉先生が言われたとおりです。
- ○小杉直委員 助成金。
- ○倉永医療政策総室長 はい。
- ○小杉直委員 なら、わかりました。よかで す。

○鎌田聡委員 健康危機管理課にお尋ねしま す。

8ページの動物保護管理、犬保管施設の改善事業に100万円、各保健所のエアコンということで、22年度のやつを前倒し実施ということだったと思いますけれども、これは、犬保管の期間延長をこの機会にやろうということでの施設整備なんでしょうか。

○末廣健康危機管理課長 ただいま動物管理 につきましては、愛護の精神を導入しまして、 できるだけ保管期間の延長と、それから引き 受けられる譲渡者をホームページ上で探すと いう取り組みを実施いたしております。

そういう中で、保管しております犬が、夏場に入りますと、防音のために換気が不十分でしたので、熱死するという例があっておりました。虐待にもつながるという指摘もございましたので、今回環境整備を進めておりましたが、20年度に2施設、今年度に3保健所分を整備予定でおります。

22年度、残りの分を計画いたしておりましたが、今回の緊急経済対策の中で前倒しして整備実施させていただくものでございます。

- ○鎌田聡委員 これはじゃあ具体的には6施 設分ぐらいですか。
- ○末廣健康危機管理課長 5施設。
- ○鎌田聡委員 5施設ですね。
- ○末廣健康危機管理課長 はい。
- ○鎌田聡委員 保管期間の延長をこれによってやるということではないんですかね。
- ○末廣健康危機管理課長 これまでも少しで も長くということで取り組んでおりました が、その中での環境改善を図るということで

ございます。これによって期間が長くできる の中で窓口対応があってございます。詳細を というもんではございませんけれども、動物 これから詰めてまいりますけれども、今一所 愛護の取り組みの中の一環でございます。 属当たり5名程度で積算はいたしておりまし

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○早田順一委員 同じ8ページの上の感染症 予防費、新型インフルエンザ対策費で今回9、 400万円上がっておりますけれども、これま で、去年の12月でも上がっていたかというふ うに思っております。4、898万円ほどですね。 全部合わせて、マスクとかいろんな防護、そ ういうのをちょっと把握をしておきたいんで すけれども、全体で今どれだけあるというか、 これを入れたらどれだけになるんでしょう か、この今回の予算を入れて。

○末廣健康危機管理課長 現在追加備蓄分が 2万5,000セット予定しておりますけれども、 従前分と合わせますと15万弱の備蓄になりま す。

○早田順一委員 セットということは、マスク、手袋、ゴーグル、ガウン、キャップ、こういったものを入れて一式でセットということでよかっですかね。

○末廣健康危機管理課長 今回のセットでは、マスク、手袋、ゴーグル、ガウン、キャップが医療機関従事者分として想定しております。窓口職員分については、マスクと手袋とゴーグルを予定しております。

○早田順一委員 今回、県職員の方々にも窓口業務をされる方の分も予算を組んでありますけれども、窓口対応というと、大体どれぐらいあるんでしょうか。

○末廣健康危機管理課長 ただいま157所属

の中で窓口対応があってございます。詳細を これから詰めてまいりますけれども、今一所 属当たり5名程度で積算はいたしておりまし て、今後、窓口の対応あるいは設備の状況等 を見ながら、適切な配分をしてまいりたいと 考えております。

○早田順一委員 かなりの部署で配分される ということで安心をしておりますけれども、 例えば熊本空港とかそちらの方の対応という のはどうなんでしょうか、今現在。

○末廣健康危機管理課長 空港の方は、県警の方で警備の重点化とかしていただいておりますけれども、国際線のターミナルビルがございますが、これまで検疫所の方で出張していただいて検疫を実施いただいておりますけれども、国の検疫方針が6月19日に改正になりまして、検疫体制については、20日時点から、団体の中で発生した場合に関係都道府県に連絡をするという形に変わっております。その中で発熱者等がいた場合の対応については、各都道府県の対応に任せるという形に変わっております。

- ○池田和貴委員長 いいですか。
- ○早田順一委員 はい。
- ○池田和貴委員長 ほかに質疑ございません でしょうか。

〇岩中伸司委員 全体を通して、例えば健康福祉部も、今回基金という形でかなり3年間のスパンでどの事業もあるようですが、今回の補正が通ってこれが成立をして使用されていくとすれば、あと、具体的なこの事業については、その基金の取崩しというふうな形で今後3年間はそれで事業を回していって、その後、4年後はまた新たに施策が講じられる

ということの理解でいいでしょうか。

○古森健康福祉政策課長 今先生がおっしゃったような形でよろしいと思います。それで、21年度につきましては、大体10月から事業を進めるというのはそういう状況でございますけれども、あと、22年度、23年度におきましては、一応原資を基金にいただいたという形なもんですから、それを効果的に活用していくというふうな、そういう形になろうかと思うんです。

○森枝健康福祉部長 ちょっと補足させてい ただきますけど、なかなかいろいろ、例えば 耐震工事みたいな一時的なやつもあります し、制度とか大きな根幹にかかわるやつもあ りますので、一時的なやつは当然この3年間 で一応終了ですが、例えば、基盤整備とか、 処遇改善とか、制度とかもしくは介護報酬と か、大きく国のシステムにかかわる部分もあ りますので、そこにつきましては、中身によ ってちょっと分析をして、例えば制度改正を お願いしていくか、もしくは施策の新たな段 階への転換をお願いしていくか、これはちょ っと多様にあると思いますので、中身はちょ っとやらしていただきながら、そういう吟味 と分析をさせていただきながら、県としての 整理をした上で、それぞれに応じた必要な対 応をさせていただきたいというぐあいには思 っているところです。

○岩中伸司委員 今回は緊急経済対策という ことでの国が、まあ与党の案でしょうが、こ れで進めてきて、私は大変なのは、一番県や 自治体かなと、職員も大変な状況に追い込め られたんじゃないかというふうに思うんです ね。

本来、知事も、趣旨説明の中でも、議案説 明の中でもおっしゃってたんですが、県とし ては大変歓迎をする、大歓迎というふうな形 ! のことを言われてましたけれども、私にとっ ては、そうかなという思いがあるんですね。 仕事も一遍に詰まってくるし、じっくり計画 を立てていくような、そういう対応ができた のかどうなのかというのも今回私は反省する 部分も出てくるんじゃないかと、今はちょっ とまだ明らかじゃないんですが、そういう意 味では、こういう経済対策というふうな形の 中で、わっと15兆円近くの財源を全国に配る というふうなやり方で、今回県もかつてない 800億円にも上るこんな形で補正が組まれて いるわけですけれども、このことについては、 しつかりやっぱり私が、答弁は要りませんけ れども、考え方としては、じっくり日常の業 務の中で、これをやったがいいという施策の 方向は、それぞれの部署であったというふう に思いますけれども、こんな対応のやり方と いうのは、国にやばいやり方はやめろという ようなことを言わなきゃいかぬというふうに 思うんですね。

執行部の方としては、前取りで、いろんな 事業ができるということで知事も大歓迎とい うことだったと思うんですが、私ども県民党 の立場からいけば、このツケは必ず回ってく る、国も余っている金をやるんだったら安心 ですが、そうじゃない形でまた来るわけです ので、これは選挙が近いということもあって こんな形にするのかということも私は思うん ですが、今回の緊急経済対策については、大 変異議を持つ1人です。

ただ、この部署においては、必要な部分、 十分我々の要望どおりの形で進められていっ ているので、異議は特別はないんですけれど も、全体を見れば大変問題がある経済対策だ なということを一言言っておきます。

○佐藤雅司委員 6ページの公衆衛生総務費の中で、熊本大学の地域医療システム学寄附講座ということで、地域医療関係やっておりますけれども、このねらいを、どういう成果

を期待されているのか、お尋ねいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策の方からお 答えいたします。

寄附講座の方に期待している分としまして は、効率的な地域医療のシステムを構築して いくと。まさに医師が不足している、あるい は偏在している、そういった形の部分で、地 域医療のあり方の分について、本当に現状を 踏まえてそれに対して取り組んでいくという ふうな形の分と、それから、総合医あたりの 分について、専門医とはまた違った意味で総 合医にもスポットを当てて養成をしていくと いうふうなそういった形の分、要するに、地 域で育てるというそういった形の部分にスポ ットを当てて、それで取り組んでいってもら うというふうな形の分で想定をしておりまし て、一応5年間をかけてということで取り組 むことにしておりますので、できるだけ本当 の意味での成果につながっていくように、寄 附講座を運営していければと思っておりま す。

○佐藤雅司委員 期待しておりますので、特に、阿蘇のような過疎、僻地については、やっぱり医療なくして――地域の安全、安心が一番でございますので、ぜひその成果を期待しております。

以上です。

○倉永医療政策総室長 寄附講座の方に客員 の教授の黒川先生が来られているんですけれ ども、今、来られてすぐから、県内のいろん な公的な医療機関も含めて実態把握ということで回られてまして、ずっと前も県内でお医 者さんとして仕事をされた経緯もあるんですが、まさにそういったことを本当に踏まえられた分としていろんな取り組みを期待していますし、県としてもできるだけ支援をしていきたいというふうに思っております。

○池田和貴委員長 ほかに。

○小杉直委員 いろいろ今回の緊急経済対策 に御心配されとる意見も伺っておりますけれ ども、意見交換の中で、今度の約15兆は3年 分というふうなとらえ方をされる部分もあり ますけれども、施策の中身が、今から3年分 も見ますよという分と、健康福祉部長がおっ しゃったように、追加して来年も再来年もき ちんと経済対策を打ちますよという両方を含 んでおりますので、今回の分で、3年で終わ りだということでないということを御理解を していただきたいということと、世界同時不 況があったからこそ日本を含めて各国が財政 出動を含めたところのいろいろな緊急経済対 策を、打っとるわけですから、これはもう選 挙目当てとか何とかの財政対策でなくて、日 本の財政、景気を救うための施策ですから、 いろいろ大変でございましょうけれども、そ ういう面からしっかり取り組んでいただきま すように要望しておきます。

もう1点、先ほど自衛隊病院の災害指定は ありませんかと聞いたときに、県は、ないと おっしゃいましたが、熊本市では災害指定病 院になっておりますので、追加して補足説明 しておきます。

以上です。

○藤川隆夫委員 命のバトンの新事業で普及 モデル事業というのがあります。この費用は 主に広報活動をするのか、それとも、先ほど 筒状のものにいろんな自分の情報を入れて渡 せるみたいな話ありましたけれども、具体的 にどのような方を対象として、どのような形 でのモデル事業となっているのかをちょっと 教えてください。

○江口高齢者支援総室長 地域ケア・命のバトン普及モデル事業ですけれども、今回、6

月補正で予算計上しております具体的な内容 は、実際バトンを作成する経費が主でござい ます。

今回、モデル事業ということで、具体的な対象者としては、まずは高齢者を対象に考えております。県内高齢者の方のみの単独世帯と、あと、高齢者夫婦のみの方の世帯、合計で13万世帯ほどいらっしゃいまして、今回は、その方たちをターゲットにして、その1割に相当する1万3,000世帯分、1万3,000分のバトンをつくった上で、これを各市町村に活用していただきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 バトンの大きさはどれぐら いになるんですか。

○江口高齢者支援総室長 具体的な大きさ等もこれから考えていきますけれども、一応先行した自治体の例としては、東京の港区ですとか、そういうところがありますので、その大きさ等も具体的に検討材料にしながら、どういった大きさが一番適当なのか、どういった情報を中に入れたら一番活用できるのか、そういったことについても具体的に検討していきたいと思っております。

- ○池田和貴委員長 藤川委員、よかですか。
- ○藤川隆夫委員 いいです。
- ○池田和貴委員長 ほかに。
- ○鎌田聡委員 基金の関係で1つあるのが、 結構スプリンクラーですね、保護施設なり社 会福祉施設、障害者施設にスプリンクラーを 設置の部分の基金が出ていますけれども、こ れがちょっと出てきた背景ですね、たまゆら の火災の部分で多分出てきているんだと思い ますけれども、あと、これ、施設側がやると

きに全額面倒見てやるのか、そういったことも気になりますし、あと、スプリンクラーの設置が何か消防法上義務づけられたという背景があるのかどうか、少しその辺教えていただきたいと思います。

○江口高齢者支援総室長 今回のこのスプリンクラー整備については、高齢の分は実は介護基盤の緊急整備の基金事業の中に盛り込まれております。それ以外の社会福祉施設については、別途基金を設けてということになっておりますので、私の方からは簡単に高齢の関係について御説明させていただきます。

今、鎌田委員おっしゃいましたように、ことしの4月から消防法令の改正が行われておりまして、具体的にスプリンクラーの整備が一定規模以上については義務づけられることになりました。そういったこともあり、今回のこの経済危機対策の中で、そういった施設に対するスプリンクラー整備の費用を助成しようという内容が盛り込まれたものというふうに認識をしております。

高齢の施設につきましては、建物の構造ごとに1平米あたりの単価というものが助成の費用として決められておりますので、それをもとに実際個々の施設ごとの大きさに見合った費用負担、助成がされるというふうな形でございます。

○古森健康福祉政策課長 社会福祉施設に関しましては、高齢の方とはちょっと算出方法が違いまして、国が2分の1、それから県、それから熊本市におきましては熊本市、それが4分の1、それから事業者が4分の1負担ということで、そういう形になってございます。

○前田障害者支援総室長 障害者施設も同様 でございまして、地方負担がございます。 ○鎌田聡委員 じゃあ背景としては、その消防法令で4月以降一定規模以上の施設は設置をしなきゃならないということですけれども、4月以降、期限はいつまでにつけなければならないのでしょうか。

○古森健康福祉政策課長 平成23年度末まで となっております。

○鎌田聡委員 今は、現状としては、ほとんどのところでついていないという理解でよろしいんでしょうか。

○前田障害者支援総室長 最近できた施設については消防法の規定がございますので、整備をされておりますが、昭和56年以前にできた施設については対象になっていない施設がございまして、障害の施設につきましては、大体30施設を超えるぐらいの施設が対象になっておりますので、3年間かけて順次整備をしていけばというふうに考えております。

○鎌田聡委員 ほとんど多分ついていないと いうのが現状じゃないかと思いますけれど も、大体じゃあこの基金で対応できるんです かね。

○前田障害者支援総室長 法の要求もございますので、必要な施設、面積は限られておりますので、その面積を超えた施設については全部対応できるように予算措置をさせていただいておるところでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

それと、済みません、スプリンクラーに関してですけれども、追号の3ページの社会福祉課の生活保護施設整備費で2,819万、保護施設のスプリンクラー設置で上がってますけれども、2カ所というお話をさっき聞いたんですけれども、スプリンクラーって結構する

○鎌田聡委員 じゃあ背景としては、その消 ¦ んですかね。2カ所で2,800。ちょっと内容 防法令で4月以降一定規模以上の施設は設置 ¦ を教えていただきたいと思います。

○坂田社会福祉課長 菊池市にございます施設とそれから芦北にあります施設2カ所でございますけれども、菊池の方が、事業費が1,264万2,000円となっております。それからもう一つの方が2,495万4,000円、それに対する3分の2の補助をここに計上しているという状況でございます。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 はい。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございません でしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 なければ、これで質疑を 終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました 議案第1号、第3号、第5号から第6号まで、 第11号及び第15号から第17号までについて、 一括して採決したいと思いますが、御異議あ りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり 可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

本当に、先ほどから委員の先生方言われているように、今回の緊急経済対策、執行部の皆さん方大変だったというふうに思います。同規模の県では、200億から300億ぐらいの補正だったのが、熊本県では800億を超える、当初予算と比べると約12%に近い補正を組ま

れた、これは本当執行部の皆さん方の大変な ! ○吉田少子化対策課長 報告資料1ページを 努力だったろうと思います。

ただ、先ほどいろいろ御説明の中にござい ましたように、まだ国からいろいろな細かい 面が示されていない部分もございます。そう いった意味で、開始時期と現場の皆さん方へ の周知徹底が時間的に窮屈になる部分あると 思います。そういったところはさらに大変か と思いますが、御留意をされてこの補正予算 が円滑に運用されるように、ぜひ執行部の皆 様方にお願いを申し上げたいと思います。

次に、請願の審査に入らせていただきたい と思います。

付託請願の審査に入りますが、本委員会で 継続審査中の請第24号でありますが、お手元 に配付のとおり、請願提出者からの請願の取 り下げの願いが提出されております。

請願の取り下げは、本会議においての許可 になりますが、当委員会は撤回許可というこ とで議長に報告いたしたいと思いますが、御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。そ れでは、請第24号については、撤回許可とい うことで議長に報告をいたします。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 それでは、そのように取 り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が11件あっており ます。執行部の説明を求めた後、一括して質 疑を受けたいと思います。

それでは、吉田少子化対策課長から説明を お願いいたします。

お願いいたします。

こうのとりのゆりかごに係る最近の動きに つきまして御報告いたします。

ゆりかごについては、平成19年5月の運用 開始から2年余りが経過いたしましたが、去 る5月25日に、20年度の運用状況が熊本市か ら公表されております。

まず、運用状況につきまして、資料の3ペ ージをごらんいただきまして、御説明させて いただきます。

20年度につきましては、18項目の数値の公 表がなされております。表の中には、20年度 の数値と括弧書きで19年度の数値を表記して おります。重立ったものとしまして、まず、 利用件数は、20年度25件、19年度17件、置か れた子供の健康状態は、20年度、良好が23件、 医療を要するものが2件、19年度は、良好が 15件、医療を要するものが2件となっており ます。また、父母等の居住地は、20年度は、 25件のうち22件について判明しておりまし て、県内はゼロ、本県を除く九州が8件、近 畿3件、中部3件、関東8件となっておりま して、すべて県外からの利用となっておりま す。

なお、19年度につきましても、全体17件の うち、判明した10件につきましては、すべて 県外からの利用となっております。

これらにつきましては、保護者の居住地の 管轄の児童相談所にケースを移管しておりま すが、その結果、父母等が家庭に引き取った 事例が、20年度について3件となっておりま

資料の1ページをお願いいたします。

1番のこれまでの主な経過、(2)に記載し ておりますとおり、県としては、中期的な観 点からゆりかごの制度上の課題などの検証を 行うため、検証会議を設置、運営しておりま

19年11月30日の第1回会議を開催して以

降、4回の会議を経て、次の2ページの一番上にございますように、20年9月8日に中間取りまとめを公表しております。その後、これまでに3回の会議での議論において「ゆりかご」をめぐる課題の整理や「ゆりかご」への評価について意見交換を行っております。

大きな2番、今後のスケジュールにありますように、この後3回程度検証会議を開催し、 秋の最終報告に向けて議論を重ねていくこととしております。

こうした結果については、国に伝えるとと もに、全国に情報を発信してまいりたいと思 っております。

なお、資料には記載しておりませんが、全 国への発信の一環として、6月29日、来週の 月曜日ですが、東京で開催されます全国知事 会次世代育成支援対策特別委員会、ここにお きまして、本県から「ゆりかご」の利用状況 と各都道府県における相談体制の充実、関係 機関との連携強化、こうしたことをお願いす ることとしております。

以上です。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室です。 資料4ページをお願いいたします。

今回、手数料条例の一部を改正する条例が 主管課であります財政課の方から提出されて おりますが、その内容の分の中に、名称の変 更、国家資格の試験であることを明確にする という形の分で、これまで歯科技工士試験と いうふうにしておりましたが、これが歯科技 工士国家試験というふうに改められましたの で、その部分を含めて内容が改正されるとい うことになっております。

以上です。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進 課でございます。

熊本県歯科保健医療計画の改定案について 御説明申し上げます。 5ページをお願いいたします。

まず、1の計画改定の趣旨でございますが、 平成19年度に熊本県健康増進計画、第2次く まもと21ヘルスプランと称しております、及 び第5次熊本県保健医療計画を策定しており ますが、これらの計画の記載内容に合わせて、 今回熊本県歯科保健医療計画を見直すもので ございます。

さきの2つの計画、第2次へルスプランと 第5次保健医療計画におきましては、いずれ も生活習慣病の予防を一つの柱として計画を 定めておりますところから、今回の歯科保健 医療計画の改定におきましても、近年、歯周 病と早産、それから心筋梗塞、糖尿病といっ た生活習慣病との関係が注目されております ことから、歯科保健を取り巻く状況の変化に 対応した計画内容としたところでございま す。

2の計画の期間でございますが、平成21年 度から24年度の4カ年でございます。

なお、現計画の期間は、平成15年度から22 年度までとなっておりましたが、健康増進計 画や保健医療計画の周期に合わせたものとし ております。

3の計画の位置づけでございます。

この計画は、法律などで策定を義務づけられた計画ではございませんが、歯の健康づくりを実践するために、県民みずからが取り組んでいく歯科保健の方向を示す県民の行動指針であるということ、それから、歯科医療を推進する方向性を示す市町村及び関係機関、団体の活動指針であるということでございます

4のこの歯科保健医療計画の基本的方向性 でございます。

まず、歯科保健の施策の方向性としまして、 ライフステージに応じた歯科保健の推進、歯 科保健と食生活、食育との連携、歯周病と全 身の関係に着目した施策の推進を図ること、 また、歯科医療の施策の方向性としまして、 かかりつけ歯科医の普及、歯科医療機関の間 の連携の推進、歯科と医科の連携の推進、障 害児者の歯科医療の充実などに向けて取り組 むこととしております。

6ページをお願いいたします。

5のライフステージに応じた歯科保健医療 の推進についてでございます。

1カ所、修正していただきたいところがございます。上から3行目、米印のところの分で、詳細は資料4ページ以降参照となっておりますが、これを8ページ以降に修正をお願いいたします。

この計画案では、表にお示ししますように、 乳幼児期、少年期、青壮年期などのライフス テージごとに、現状と課題を整理しまして、 施策の方向性、対策及び目標値を記載してお ります。

8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページ以降には、本計画の概要版を添付しておりますが、例えば、8ページでは、乳幼児期についてまとめております。上の方から現状、中ほどには目標値、課題、下段には重点的に取り組む方向というように、一覧できるように整理しております。

また6ページにお戻りいただきたいと思います。

数値目標の例を下にあります表に掲げております。

表の米印がついております目標値、例えば、 間食として甘味食品、甘味飲料を頻回に飲食 する習慣のある幼児、また、80歳で20歯以上 の自分の歯を有する人の増加等につきまして は、現計画において目標値を既に達成してお りますことから、新たに高い目標値を設定し ております。

7ページをごらんいただきたいと思いま す。

6の計画策定のスケジュールについてでご ざいます。 昨年11月に、歯科医師、関係団体の代表者 から成る歯科保健推進会議を開催いたしまし て、以降、ワーキング会議で具体的内容の審 議を行ってきております。

今年3月に再度歯科保健推進会議を開催いたしまして、計画案を策定したところでございます。その後、5月から6月にかけましてパブリックコメントを実施いたしました。

本日の厚生常任委員会での御報告を経まして、7月上旬に計画の決定を予定しております。

パブリックコメントにつきましては、6名の方から御意見をいただいております。御意見の例を2つほど載せております。このほかにも御意見などをいただいておりまして、本日お手元には、パブリックコメントを計画案に反映させた本体をお届けしております。

8ページから12ページには、先ほど申しましたように、各幼年期、少年期などのライフステージや障害者、歯科医療分野のそれぞれにつきまして、現状、目標、課題、取り組みの方向性をまとめた概要版の抜粋を添付しております。

以上、歯科保健医療計画について内容を説明させていただきました。

○末廣健康危機管理課長 別冊資料をお願い いたします。

新型インフルエンザ対策の状況の御説明に 入ります前に、先ほどの佐藤委員のお尋ねに お答えしたいと思います。

現時点で約23%でありました備蓄率を21年 度末に38%まで整備する予定でございます。 38%になるという計画にいたしております。

それでは、これまでの経過でございますが、 4月23日にメキシコ政府が新型インフルエン ザの発生を発表し、WHOが、4月27日に、 ヒトとヒトとの感染の発生を確認したという フェーズ4を宣言され、我が国では、4月28 日に、第1段階、海外での発生ということで、 国が対策本部を設置し、基本的対処方針を決 にされたところです。

本県におきましても、同日、対策本部会議、 知事を本部長とする本部会議を開催いたしま して、行動計画の承認をして、現在それに基 づく対策を実施してきたところでございま す

4月29日には、大きな集団での発生になりますフェーズ5の宣言がございまして、対策本部の幹事会を開催し、情報の共有と対応の確認を行いました。また、医師会とも医療機関との情報共有ということで研修会を開催いたしております。

5月9日には、成田において日本人患者の確認がございました。それを受けまして、対策本部の幹事会を同日開き、5月12日には、市町村への対策内容についての説明を実施いたしております。

国におかれましては、5月13日に専門家諮問委員会の見解が公表されまして、感染力については通常のインフルエンザと同じかそれ以上と、致死率については、WHOが発表した0.4までは高くないと推定するという内容の専門家の見解が公表されたところでございます。

2ページをお願いいたします。

5月16日に神戸市内で国内初の発生があり、国内発生早期の第2段階に移行しました。同日、本県では、第2回対策本部会議を開催しまして、イベント開催自粛等の基本方針について、必要に応じて柔軟な対応を行うという方針を決定いたしております。

それから、5月25日に、隣県の福岡市の方で患者の発生がございました。それを受けまして、5月26日に幹事会を開き、対策を急ぐということを確認いたしております。

また、5月26日には、知事を会長としまして、市長会や町村会、医療関係者、ライフライン事業者等で構成します熊本県新型インフルエンザ対策協議会を設置し、6月4日に初

会合をいたしまして、情報の共有と対策のそれぞれの取り組みについて確認をしたところでございます。

6月11日には、世界的大流行を意味しますフェーズ6の宣言がなされ、政府においては、官房長官や労働大臣の方で国内対応については変わらないというコメントが出されております。同日、対策本部事務局会議を開催し、その内容を各対策部で確認したところでございます。

6月21日に県内患者の初発生の確認がございました。直ちに対策本部事務局長、健康福祉部長になりますけれども、記者会見をして公表し、翌6月22日、議会終了後に対策本部会議を開催しまして、県内対策の方向性について決定をしたところでございます。

2番の患者数でございますけれども、6月 22日現在で100の国と地域で5万2,000人を超 える患者数になっております。日本では、35 都道府県、880人を超えております。熊本県 は、本日現在5人でございます。八代市在住 の20歳代女性、21日にフィリピンへの渡航歴 がある方でございました。それから、熊本市 内在住の10歳代の女性2人でございますが、 お一人は、22日に確認された信愛女学院の高 校生、それから23日に確認されました信愛中 学校の生徒さん。それから合志市滞在の10歳 代女性は、23日に確認されましたオーストラ リアからのホームステイでおいでの方、そし て、昨日確認されました上益城郡の10歳未満 の女児、嘉島西小学校の児童ですが、以上、 5人の患者の確認が行われております。

これまでの国の方針でございますが、5月22日に基本的対処方針を示されておりまして、外出の自粛要請は行わず、集会、スポーツ大会の自粛の一律要請は行わない、また、事業者の事業自粛要請も行わないということでございました。

また、医療の確保、検疫、保育施設等の臨時休業の要請に関する運用指針を6月19日に

それから、医療体制については、発熱相談 センターの役割、現在は、発熱相談があった 中から感染の疑いが強いものを発熱外来に受 診勧奨するという役割を負っておりますが、 国の指針は、適切な医療機関を紹介し、自宅 療養している患者への相談対応に当たるとい うふうに、機能を変えるという方針を示され ております。

また、外来につきましては、原則として、 すべての医療機関で診療を行う、また、入院 につきましては、重症患者については一般入 院医療機関においても入院を受け入れるとい う方針を変更されているところでございま す。

4番の本県の方針でございますが、5月16日に、県民への外出自粛は、それぞれ必要に応じて対応するということで決めてまいりましたけれども、県内発生を受けまして、6月22日の日に開催しました本部会議におきまして、当面は、基本的に現行の体制、つまり、発熱相談センターから発熱外来に誘導するという現在の体制を継続することとし、個々の状況に応じて柔軟な運用を行うということを確認して、今現在取り組んでいるところでございます。

これまでにとりました主な対策につきましては、5番に記載しているとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

6番に、県内の状況ということでございますが、これは、先ほど冒頭に御説明したとおりで、現時点では、県内発生を見ても大きく相談件数が増加するという状況にはあってございません。あすの国の全国担当課長会議の説明内容を受けまして、医療機関とも協議し、今後の対応を検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございま す。

資料の13ページをお願いします。

県内伝統薬メーカーの郵便販売による事業 継続についてでございます。

本案件は、さきの4月定例会厚生常任委員 会において御説明した案件でございますが、 その後の経緯等について御報告いたします。

まず、本年6月1日から施行された改正薬 事法では、リスクの低い第3類医薬品を除く 大衆薬の郵便販売が規制をされまして、第2 類医薬品である伝統薬の服用者などから、医 薬品の購入が困難になるとの意見を受け、国 は、薬局のない離島に住む人などについて、 2年間に限り郵便販売を認めることとしまし た。

この措置によりまして、県内伝統薬メーカーは、直ちに郵便販売ができなくなるという事態は避けられましたが、新たな顧客の開拓、あるいは経過措置以降の事業継続が困難となるなどの問題が生じました。このため、県内伝統薬メーカー8社では、継続して郵便販売が可能な方法を全国伝統薬連絡協議会などと協議をされ、特例販売業の許可取得により郵便販売を継続するため、5月中旬、県及び熊本市に特例販売業の許可申請を行いました。

県及び熊本市は、申請内容が旧薬事法の許可基準に適合していたことから、5月22日付で許可を行いましたが、これによりまして、法人経営の県内伝統薬メーカー8社は、6月1日の法施行後はもとより、経過措置後の平成23年6月以降も従来どおり伝統薬の郵便販売が可能となりました。

続きまして、資料の14ページをお願いしま す。

参考の(3)新旧薬事法及び経過措置フロー 図でございます。

太字で示しております特例販売業の欄を黒

い矢印に沿ってごらんいただきたいと存じますけれども、本年5月末までに特例販売業の許可を取得すれば、本年6月以降、特例販売業という許可制度は消失をいたしますが、厚生労働省にも見解を確認いたしましたが、法改正後も従来どおり伝統薬の郵便販売は可能とのことでありまして、法人の場合は、会社が存続する限り、また経過措置後の平成23年6月以降も伝統薬の郵便販売は可能であります。

県といたしましては、今後とも薬事法関連の情報収集などに努めますとともに、関係業界と連携を図りながら、県内薬品メーカーの育成に努めてまいりたいと考えております。 以上、御報告申し上げます。

○池田和貴委員長 ありがとうございました。

それでは、済みません、ここでまた5分間 休憩をとらせていただきたいと思います。

環境生活部の方については、休憩後に説明 をお願いしたいと思います。

午後1時50分休憩

午後1時55分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き 続きまして委員会を再開させていただきま す。

環境生活部、園田環境政策課長の方から報 告お願いします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございま す。

資料の15ページをお願いいたします。

熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例 の検討状況について御報告申し上げます。

まず、1の条例制定の必要性の1つ目でご ざいますが、平成22年度に平成2年比で6% の県の削減目標に対しまして、平成18年度の 県の温室効果ガスの総排出量は、基準年比で

い矢印に沿ってごらんいただきたいと存じま 10.2%増となっております。今後、森林吸収 すけれども、本年5月末までに特例販売業の で8.1%、排出削減でも8.1%を必要とする状 許可を取得すれば、本年6月以降、特例販売 況となっております。

2つ目の必要性としまして、2020年に向けた我が国の中期目標について、今月6月10日、平成12年比で15%削減とするということを阿蘇市長が表明されました。ことしの12月には、森林吸収分や海外からの削減枠獲得等を含めた削減量が決定される予定でございます。これを受けた県としての中期目標や施策の検討が必要となっております。

3つ目としましては、温室効果ガスの排出 削減の実効性をより一層上げるため、家庭、 運輸、事業活動部門等にわたるすべての主体 による自主的かつ積極的な取り組みをさらに 促進することが必要と考えております。

次に、2番目の条例の検討手順及びスケジュールでございますが、条例の制定に当たりましては、環境と経済、生活の両立を図っていくという観点から、今後、事業者や県民の方々と共通認識を築きながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

右側の図をごらんいただきたいと思います。

まず、庁外組織である条例検討委員会での 検討結果を受けた環境審議会からの条例骨子 案の答申や専門家、有識者等からの意見など を踏まえ、県において、7月から8月ごろに かけまして、条例素案の取りまとめを行う予 定としております。その後、9月定例県議会 への条例素案の御説明と県政パブリックコメ ントを実施しまして、12月の定例県議会へ条 例提案を想定しております。県議会の御承認 がいただければ、翌年1月から3月にかけま して条例周知のための事業者向けの説明会を 開催し、4月1日の条例の施行を目指したい と考えております。

16ページをお願いいたします。

次に、3 条例で想定される主な対策等について御説明いたします。

まず、(1)県による地球温暖化対策としま!す。 しては、県として総合的かつ計画的な推進を 図るため、地球温暖化対策推進計画の策定と 実施状況の公表を行うことなどを考えており ます。

次に、(2)事業活動に係る対策としては、 県議会の提言にございます事業活動に伴う温 室効果ガスの排出抑制対策として、排出量が 一定規模以上ある事業者を対象とした計画策 定や実績報告に関する制度の導入などを考え ております。

- (3) 日常生活に係る対策としては、県民に 環境に優しい冷暖房温度の設定、省エネ型の 電気機器などの購入や使用。
- (4) 交通及び自動車に係る対策としては、 運輸部門対策として、県民に公共交通機関へ の利用転換やエコドライブの推進、低燃費車 の導入促進。
- (5)建築物に係る対策としては、建築物に 係る省エネルギー化や省資源化など、温室効 果ガスの排出抑制対策を推進したいと考えて おります。
- (6) その他としましては、建築物や敷地の 緑化の推進、環境保全型農林水産業の推進、 太陽光等再生可能エネルギーの優先的な利 用、廃棄物の発生抑制、地球温暖化防止に関 する学習機会の確保などについて検討してい るところでございます。

今後、条例化に向けまして、条例検討委員 会の議論や県議会を初め、経済界、有識者の 御意見なども踏まえた上で、具体的な内容に ついて検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたし ます。

○宮下環境保全課長 環境保全課でございま す。

報告事項資料の17ページをお願いします。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調 査測定等の結果についての報告でございま

1の環境調査でございますが、ダイオキシ ン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン 類による汚染状況を調査測定いたしました。

環境調査は、(1)の大気環境調査から(2)地 下水質調査、(3)公共用水域水質・底質調査、 (4) 土壌までの環境調査測定を行っておりま

その結果は、すべての調査におきまして環 境基準値以下でございました。

調査は、ここにも書いてありますように、 県内を4つのエリアに分けまして、ローテー ション調査を行っております。

平成20年度は、宇城・天草地域の調査測定 を実施しました。

ちなみに、本年度は、有明・鹿本地域の調 査を実施する計画にしております。

次に、(5)の水俣地区環境監視調査につい てでございますが、これは、平成12年度に実 施しました上記(3)に当たります公共用水域 水質調査で、水俣市百間排水路においてダイ オキシン類汚染を確認したものでございまし て、まだ百間排水路等に汚染土砂が堆積して おりますので、汚染の拡大の有無等を見るた めに、周辺水域の水質、それから魚類等につ いて、モニタリング調査を実施しているもの でございます。

水質については、百間排水路、水俣港内と もに環境基準値以下、魚類調査につきまして も、これまでの調査結果や全国調査結果と同 程度となっております。

なお、この百間排水路等に堆積している汚 染土砂につきましては、現在、土木において、 公害防止対策事業としてしゅんせつ工事を実 施しているところでございます。

続きまして、18ページをお願いします。

2の行政検査結果でございますが、ダイオ キシン類特別措置法に基づく基準適合状況を 確認するために、特定工場等からの排出ガス や排出水等について調査を実施しました。す べて基準に適合しておりました。

3の法定自己検査結果ですけれども、ダイオキシン特別措置法に基づきまして、排出ガス等の自己検査、これは1年に1回以上の自己検査の実施が特定施設の設置者等に義務づけられております。したがいまして、その実施状況について調査を行いました。

平成20年度末現在の自己検査実施義務対象施設、事業場、施設ですけれども、172に対して、自己検査を実施したものは142、そのうち、3施設、事業場が基準を超過しておりました。自己検査未実施が30施設ありますけれども、そのうちの27施設は、1年間を通じて運転を休止中であり、一応調査対象外ということになっております。未実施の3施設、事業場については検査の実施を指導しておりまして、すべてが6月中には検査を実施する予定でございます。

次に、20ページをお願いしたいと思います。 表9をごらんいただきたいと思います。

20年度法定自己検査排出基準超過、自己検査をして排出基準が超過したのは、先ほど説明しましたように3施設ございました。これらの3施設は、すべて排ガス処理施設が故障ということでございまして、3施設とももう修理は完了しておりまして、完了改善後の排ガス検査等も実施しております。岡崎工業と新鋼商事、上の段から2段目までの事業場については、もう基準に適合しているという検査結果も出ておりまして、現在運転を開始しております。一番下の成和開発については、検査は実施しているんですけれども、現在検査結果待ちの状態ということで、現在のところ運転は停止中というふうに聞いております。

なお、前の18ページの下の段から20ページ までに、先ほど説明をちょっと飛ばしました けれども、詳細な表で示しております。時間 がございましたら、ごらんになっていただけ ればというふうに思います。 次に、21ページをお願いしたいと思います。 平成21年度光化学スモッグ注意報の発令に ついてでございます。

1の光化学スモッグ注意報発令の状況についてでございますが、(1)の発令の状況、本年度は、これまで、5月8日に宇城・上益城地域、それから天草地域に、5月9日に菊池・阿蘇地域に2日間、3地域に注意報を発令しております。

(2)の健康被害の状況でございますが、5 月8日に天草市で高校生が1人、5月9日に 菊池市で小学生1人から、のどの痛み等の健 康被害の届けがございました。

次、2の取り組み対応についてでございますが、(1)注意報発令・伝達体制についてでございますけれども、①発令につきましては、テレビ、ラジオ等のメディアによる速報を依頼するなど、報道機関の協力を得ております。また、県警の方では、交通情報板等も利用するということで対応しております。

②でございますが、県民に対しては、市町村等を通じて注意報等発令の周知をするほか、携帯電話メールで光化学スモッグ注意報等の発令情報提供システムを整備しております。5月末現在の情報提供メール登録者数は5,094件というふうになっております。

22ページをお願いします。

(2) 測定局の増設及び大気測定車の追加導入についてでございます。

先ほど繰越計算書のところでも御説明しましたけれども、6月1日から光化学オキシダント測定局をこれまでの19カ所から23カ所に増設しまして、監視の強化を図っております。それに伴いまして、注意報等の発令地域を12地域から16地域に細分化しております。また、3月に大気環境測定車1台を追加導入しまして、2台の測定車を利用して、測定局が設置されていない地域の監視をカバーしております。

次、23ページにございますけれども、地図

をごらんいただきたいと思います。

現在の測定局の設置場所と発令地域を区分したものでございます。

丸が打ってありますけれども、白い丸と大き目の黒い丸が、県が設置している測定局でございます。大きい丸が、先ほどから説明しております6月1日から稼働運用している新測定局でございます。

それから、熊本市地域に黒いぽつぽつの丸がございますが、これは熊本市が設置している測定局でございます。

それから、天草地域に二重丸がついている ものがございますけれども、これは九州電力 が設置している測定局でございます。

それから、先ほどから細分化をしているということを説明しておりますが、これは、6月1日から運用している新測定局を利用するという形で、測定局を分割・細分化したものを、最終的なものをここに示しております。 黒い実線で分けてあるのが測定局で、四角で地域を示しております。

1例を申しますと、先ほど真ん中辺に宇城地域、上益城地域とあります。先ほど5月8日に宇城・上益城地域に発令したというふうに申しましたけれども、6月1日からは、そこを、甲佐町に新測定局を設けた関係で、宇城地域と上益城地域、2地域に分割しまして、宇城地域については宇土市にある運動公園の測定局、上益城地域については甲佐町の新測定局を利用して発令するという形をとる考えでおります。

同様の考え方で、阿蘇地域、大津・菊陽地域、上天草地域として細分化しております。

なお、この測定局の増設、それから発令地域の細分化に当たりましては、有識者の意見を聞くなどしまして、それから気象条件や地形などを勘案して設置見直しを行っております。

もう一度、22ページに戻っていただいて、(3)の国への緊急要望の提案でございます。

光化学オキシダントの出現地域が広域化していること、それから工場等の発生源が少ない天草地域、それから長崎県の五島地域などが含まれていることなどから、大陸からの汚染物質の移流が示唆されておりますが、まだ汚染源は特定されておりません。したがいまして、九州地方知事会、それから県独自で国に対しまして原因究明と、国際的な対応が必要な場合にはそういう国際的対応も視野に入れた対策について要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。 24ページをお願い申し上げます。

水俣湾の環境対策基本方針に基づきます水 俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果並び に、土木部で所管しておりますが、水俣湾埋 立地の点検・調査結果、20年度分につきまし て御報告申し上げます。

まず、(1)水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果でございます。

①調査の趣旨のところでございますが、平成13年3月14日付で策定をしております水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するため、水質、地下水、底質、魚類及び動物プランクトンの水銀含有量等につきまして調査を実施しているところでございまして、これまでも毎議会の委員会で中間報告をしてまいったもののまとめになっております。

②調査項目、調査時期につきましては、そこに上げておりますように、5種類の調査をやっておりまして、それぞれ調査地点を設けまして、年4回から1回と、そのような形でそれぞれやっているところでございます。

調査地点につきましては、26ページに地図 をつけてございますので、後ほどごらんいた だきたいと思います。

それでは、3の調査結果でございます。

地下水につきましては、すべての調査におき まして総水銀の検出はなされておりません。

イ 底質につきましては、下に表がござい ますけれども、総水銀は、3地点ですべて水 銀を含む底質の暫定除去基準値、右の方にご ざいますが、以下でございました。

それから、ウでございますが、次の表をお 願いいたします。

ウ 魚類につきましては、そこに表がござ いますけれども、2魚種とも暫定的規制値を 超えておりません。

エでございますが、動物プランクトンにつ きましては、次のとおり、下の方に表がござ いますけれども、若干上がっているように見 えますが、単位がppmレベルでございますの で、大きな変動はなかったと考えているとこ ろでございます。

④今後の対応でございますが、平成21年度 につきましても、それぞれ調査を継続するこ ととしております。

次に、27ページをお願いいたします。

(2) 土木部所管の水俣湾埋立地の点検・調 査結果でございます。

この点検・調査につきましては、水俣湾環 境対策基本方針に基づきまして、埋立地の安 全性の確認と必要な補修を把握することを目 的に実施しているところでございます。

点検・調査の内容につきましては、水俣湾 埋立地管理補修マニュアル、平成14年3月策 定しておりますけれども、それに基づきまし て毎年度行っているところでございます。

①水質環境調査につきましては、次のペー ジに航空写真がついてございます。この航空 写真をごらんいただきますと、白ぬきの丸の ところがございますが、それぞれこの白丸の ところで実施しておりまして、護岸からの水 銀を含む土砂の流出による周辺海域汚染の有 無を把握するために、埋立地の全面海域で採 水をいたしまして、水銀関連項目の分析測定

それぞれの調査結果、まず、ア 水質及び ! を行っているところでございますが、いずれ も水銀の検出はなされておりません。

> ②の埋立地の地盤調査でございますが、こ れにつきましては、航空写真の中の赤色と黄 色の部分でございます。埋立地の異常な沈下 及び土砂流出によります陥没等の地盤変化の 状況を把握するために、埋立地地盤の水準測 量調査を行っているところでございます。

> また、19年3月に都市公園部が竣工してお りますので、そっちの方につきましても水準 測量調査を開始してございます。

> 結果につきましては、異常な沈下及び陥没 は見られておりません。

> ③構造物変状調査でございます。これも航 空写真の水色の部分でございます。埋立地の 外周施設、これは護岸、岸壁、それから物揚 場及び百間、明神、汐見の各排水路を対象に いたしまして、変位、劣化、損傷等の調査及 び鋼材の腐食の状況調査を行っております。

> 結果といたしましては、いずれも有害な変 位、劣化、損傷等は見られてございません。 鋼構造物の腐食調査につきましても、電気防 食の効果測定におきまして良好な防食状態に あることが確認されてございます。また、塗 覆装防食工の点検では、一部でひび割れ、剥 離、それから塗覆装カバーの脱落等も確認さ れておりますけれども、電気防食の効果が働 いているために、剥離個所等にさびの発生等 も見られてございません。

> 今後も、計画的に必要な補修や陽極の交換 等を行っていきながら、永続的に施設を良好 な状態で管理しているところでございます。

> 以上でございます。よろしくお願いいたし ます。

> ○山本廃棄物対策課長 29ページをお願いい たします。

> 公共関与による管理型最終処分場の整備に ついて御報告いたします。

まず、1の目的でございます。

本計画に基づき、県民の生活環境の保全や経 済活動の維持、促進を図るためのインフラと して、公共関与による産業廃棄物管理型最終 処分場の整備に向けて取り組んでおります。

2のこれまでの取り組み状況でございます が、年表に記載しておりますとおりでござい ますが、特に、平成17年度に南関町の候補地 を1番目に建設に取り組む個所として決定し て以降、さまざまな取り組みを行ってまいり ました。

昨年度、20年度でございますが、処分場建 設に係る基本設計を策定いたしますととも に、環境影響評価の一連の手続の第1弾とな る方法書手続まで終了しております。

下段には、計画概要を記載しております。 基本設計では、現地の測量の結果や最近の 廃棄物処理動向を踏まえ、埋立容量約45万立 米としております。

30ページをお願いいたします。

3の説明会の開催状況等にありますよう に、住民説明会や先進地視察など、機会をと らえて説明をしてきております。

しかし、環境アセスメント方法書に対する 住民等意見では、建設反対など厳しい意見を 多数ちょうだいするなど、現時点では、地元 の建設合意を得るに至っていない状況でござ います。

次に、4の県内の管理型最終処分場の状況 でございますが、稼働中の民間処分場の残余 容量及び建設計画を注視しながら事業を進め てまいります。

5の今後の取り組みでございますが、(1) 地元の理解促進に向けた取り組みといたしま して、これまでに実施してまいりました測量 や地質・地下水調査の結果を踏まえまして、 具体的な施設整備計画や安全対策について、 地元に対し丁寧に説明をしてまいりたいと考 えておるところでございます。

31ページですが、環境アセスメント方法書

本県では、平成15年3月策定の公共関与基 ! の住民等意見を通じ御不安の声をちょうだい しており、今年度は、これに一つ一つ丁寧に お答えしながら、地元の御理解をいただき、 環境アセスメントの現地調査に入る予定でご ざいます。

> さらに、調査結果を踏まえながら、万全な 安全対策を検討するとともに、最新技術も視 野に、安全、安心な施設整備ができるよう技 術検討を重ねますとともに、産業廃棄物の処 理動向を見きわめながら、平成22年度に予定 をしております実施設計の中で、最終的な施 設の規模や収支計画等を策定することとして おります。

> 今後も一歩一歩努力を重ねてまいる所存で ございます。

> (2)の地域振興策につきましては、公共関 与基本計画におきまして、地域振興に努める と明記をしております。今後、地元町や地域 住民の御意見を踏まえまして、地域の振興な どを検討してまいりたいと考えております。

32ページをお願いいたします。

(3)計画事業工程を記載しております。

この事業工程は、最短スケジュールで事業 を行った場合、平成25年度中には供用開始で きるのではないかと見込んでおるものでござ います。

以上でございます。よろしくお願いいたし ます。

○野田水俣病保健課長 済みません、別冊に なっております水俣病対策の状況等について の資料の方をよろしくお願いいたします。

急々に動きがございましたので、別冊の方 で説明させていただきます。

1ページが、関西訴訟最高裁判決以降の主 な経過でございます。

主な点だけ説明させていただきます。

まず、平成16年10月15日に、いわゆる最高 裁判決が出されました。それを受けまして、 11月29日に県の方から今後の検討のたたき台 というのを環境省の方に提出しております。 内容につきましては、そこに記載の4点でご ざいます。平成17年4月7日、環境省が今後 の水俣病対策を発表しております。主な内容 は、保健手帳の申請受け付けを再開、水俣病 被害者に対する社会活動の支援などでござい ます。

飛びまして、18年5月29日、県議会水俣病対策特別委員会で、平成7年の政治解決と同様の救済策を講じることなどを内容としました水俣病問題早期解決のための要請を国に行うことを決議いただきました。

一番下の段でございますが、19年10月26日、 与党のPT会議が開催され、新たな水俣病の 救済策についての基本的な考え方が示されて おります。

続いて、2ページに入らせていただきます。 2ページの方は、20年12月25日でございま す。このときも、県議会水俣病対策特別委員 会で、水俣病被害者救済の早期実現に関する 要望書を採択いただいております。

それから、飛びまして、21年3月13日、いわゆる与党法案というものが衆議院に提出を されました。

飛びまして、3月23日に、再び県議会本会議におきまして、水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書を議決いただき、31日に、委員長以下各党派の先生方で、与党及び民主党に提出をしていただいております。

その次の4月27日に、いわゆる民主党法案 というものが参議院に出されております。4 月24日、第1回の与野党会議が行われ、6月 23日まで6回の与野党協議が行われたところ でございます。

5月26日以降は、先ほど部長あいさつの中にありましたとおり、知事がいろいろ動いたというところでございます。

6月12日、第5回の与野党協議が行われ、 このとき、与党側から民主党に対し修正案が 示されたところでございます。 6月22日、急々でございましたけれども、 県議会本会議におきまして、水俣病被害者救 済法の早期成立に関する要望書を議決いただ きまして、翌日、また特別委員長ほか5名の 県会議員の先生方で、与野党に要望に行って いただいたというところでございます。

6月23日、第6回の与野党協議が行われ、 民主党側から与党に対しまして、与党法案の 修正要求が出されたという状況でございま す。

2番の方でございますけれども、それにつきましては、一番最後の4ページに比較表をつくっておりますので、この4ページの表の方で御説明させていただきます。

表は、一番左が与党の当初案、その次が与党の修正案、そして3つ目が民主党の与党に対する修正案、一番右が民主党の当初法案という形になっております。

相違点の大きい主な点だけを御説明させていただきますと、3番目の救済の対象のところでございます。これにつきましては、与党の修正案では、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に加えて、かぎ括弧のところでございますが、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者というのが追加されております。

これに対しまして、民主党は、一番右にご ざいます5点、四肢末梢優位又は全身性の触 覚又は痛覚の感覚障害など、5つの点を言わ れております。

それから、あと、ずっと飛びまして、申請期間、6つぐらい下の段になりますが、申請期間の欄がございます。自民党、与党案では、3年以内を目途に救済措置の対象者を確定という形になっております。民主党案では、法施行日から起算して5年以内、ただし、括弧内でございますが、施行日以降に特定疾病にかかった者は、かかったと認められる日の翌日から起算という形になっておりまして、民主党の修正案では、自民党というか、与党案の3年以内の条項を削除するというのを求め

ておられる状況です。

その下のチッソの分社化、チッソの取り扱い、分社化ですけれども、与党の修正案のところ、左から2つ目の欄でございますが、環境大臣の事業再編計画の認可条件としまして、事業会社の事業計画、いわゆる水俣に残るであろう子会社、分社化された後の子会社、事業会社の事業計画が地域経済の振興及び雇用の確保に資するものであることということで、当初よりちょっと厳格化されております。

これにつきまして、民主党の修正案では、 関係事業者の指定も、救済の終了及び市況の 好転まで暫時凍結、関係事業者というのが、 与党案でいいますと、分社化の第一歩のスタ ートでございます。この指定を受けて初めて 分社化の事業自体が、動き自体がスタートす るということでございます。その第一歩であ る関係事業者の指定も、救済の終了まででき ないというような形に変更してくれというこ とでございます。

続きまして、その下の地域指定の解除でご ざいます。

与党案の修正案のところで2案出ております。案の1が、あたう限りすべて救済されることが確定してからおおむね2年後を目途に指定を解除と。2年後という言葉が入っております。

案の2につきましては、地域指定の解除という言葉が、文言が削除されまして、あたう限りすべて救済されることが確定した後、水俣病問題の最終解決の実現に伴う必要な措置を講じるというふうな記載になっております。

なお、案の1、2ともに、関係地方公共団 体の長、それと地域住民の意見を広く聞くと いう形になっております。

これにつきまして、民主党の修正要求では、 この地域指定の解除、これは条項自体を削除 してくれという話になっております。

それと、下から2番目の調査研究でござい

ます。これにつきましては、与党の方にはご ざいませんが、民主党の方からは、民主党の 当初法案にあったとおり、調査研究について 条項を挿入するようにという要求があったと いうことでございます。

一応23日にこれを受けまして、その後、皆 様御承知のとおり、作業チームの折衝から1 段上のレベルに上がって、今折衝が続けられ ているという状況でございます。

以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 続きまして、水俣病 審査課の方から、3ページでございますけれ ども、認定業務、それから裁判の状況につき まして御説明を申し上げます。

同じペーパーでございます。

- 3 認定業務の状況でございます。
- (1)申請の状況につきましては、関西訴訟 最高裁判決以降の県への認定申請者数は3,77 9名、5月31日現在でございます。
- (2)検診の状況でございます。検診につきましては、医療機関、市の医療センター、あるいは東京、名古屋、大阪の国立医療センターの方へ検診を委託しておりますが、それとあわせまして、市の総合医療センターの一部をお借りしまして、県の方から直接先生方にお願いして、派遣医師という形で検診もお願いをしておる状況でございます。
- (3)でございます。審査会の開催でございます。前回2月15日に開催いたしました審査会におきましては、最高裁判決以降の認定申請者50人の審査を行いまして、4月22日に38人の棄却相当の答申、残りの12名は、答申保留、継続的な審査という形でございますが、答申の保留が出されております。

なお、現時点では、先ほど説明をいたしま したとおり、保健課の方からもありましたと おり、与野党で新救済策について協議中でご ざいますので、まだ救済策の対象者の範囲が はっきり決まっておりませんので、棄却相当

の方が救済対象から外れる可能性もあるとい ! して、2年間暫定措置を講じましたけれども、 うこともございまして、棄却相当の方に不利 益を生じさせるおそれがあるということか ら、知事の処分は当面現時点まで見合せられ ております。

ただ、認定相当の答申がある場合は、県と しては速やかに認定の処分を行うということ になりますので、認定審査会につきましては、 今後も着実な開催を行っていきたいというふ うに考えております。

ここには記載はしておりませんけれども、 次回の審査会は、6月28日、今度の日曜日に 開催をするということで予定をしておりま す。

それから、4番でございます。裁判の状況 でございます。

国家賠償等請求訴訟が3件、それから棄却 処分に係る取り消しあるいは認定義務づけを 求めるような、いわゆる行政事件訴訟関係が 3件、合計6件提起されておりまして、これ につきましては、司法の場で県処分の正当性 などに関しまして主張、立証を行っていると ころでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 報告が終了しましたの で、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○小杉直委員 薬務かな。伝統薬の問題です よな、薬。これは私がこの関係者に電話で聞 いたところが、2年間は命拾いになりました と、2年後はちょっとそれがだめみたいです というような答えだったばってんが、課長の 説明からいくと、2年後も大丈夫ということ ですかな。

○内田薬務衛生課長 御指摘のとおりでござ います。国は、法改正後、国民の方から、医 薬品の供給が困難になるという指摘を受けま 今回の特例販売業の取得によりまして、一応 国の方にも確認をいたしておりますが、それ 以後も販売は可能でございます。その旨、伝 統薬メーカーの方々に近々会議を開きまし て、また詳しく御説明申し上げたいと考えて おります。

以上でございます。

○小杉直委員 毒消丸って知っとるでしょ う。今から44年ぐらい前の昭和40年に、私の ごく親しい若者がインドに自転車と船で入っ て、インドから中近東ずっと回ってロンドン まで行って、当時大分マスコミさんに取り上 げられたですばってんが、非常に水とか食べ 物が合わずに、しょっちゅう下痢とか血尿を 出しよったわけですな。毒消丸が一番効いた そうですたい。だから、いかにあの毒消丸が 効果があったかなあということを当時話聞い たしですね、最近もそういうふうな思い出話 をその人間から聞いたことあるですばってん が、医療も医薬も発展はしておりますけれど も、そういう伝統薬の重要性ちゅうか、効果 ちゅうとは依然とありますので、薬務衛生課 の御苦労に評価をして、質問を終わります。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございません でしょうか。

○岩中伸司委員 最後に説明いただいた水俣 病関係で、認定審査会も始められて、次回は 28日ということですが、これは基本的には認 定基準は国が言うままの形での審査会になっ ているわけでしょう。

○寺島水俣病審査課長 そのとおりでござい ます。52年のあの判断条件に沿って審査をお 願いしております。

○岩中伸司委員 それでいけばかなり、この

当の答申とか、なかなか認定の枠の中には入 らない形で進められているようですが、この 28日にやられるのも、何人ぐらいになりそう ですか。

○寺島水俣病審査課長 6月28日の予定とい たしましては、最高裁判決以降の分の新規分 で60件でございます。それと、先ほど御説明 をいたしました前回の答申で答申保留になっ ていらっしゃる方が12名いらっしゃいますの で、合わせて72名を審査していただくという ことで予定をしております。

○岩中伸司委員 その審査も、基本的には、 基準の見直しをした形での審査じゃないと思 うんで、非常に厳しい結果になりそうな気が するんですね。そうやって次々に棄却をされ ていけば大変な問題になるなというふうなこ とも思っているんですが、この辺の現状とい うか、見通しを、執行部としては言えないか もしれんけども、どがんですか。

○寺島水俣病審査課長 委員おっしゃるとお り、判断基準につきましては、国の法定受託 事務ということで、国の基準に基づきまして 審査をしていきますので、これは結果は今何 とも申し上げられませんので、その結果に沿 って、どういう形で答申が出るかというのは 今ここでは申し上げられませんけれども、た だ、先ほど保健課長の方からもお話がありま したとおり、1つは救済策、それからもう一 つは裁判に訴えられていらっしゃる方、もう 一つはこういった認定申請で、申請で認定い ただきたいという方、それぞれの部分につき まして県としては対応しておりますので、こ の認定審査会につきましては、認定の可能性 がある方につきまして、我々としては継続的 に着実に審査をしていきたいということでご ざいますので、その部分につきましては、当

前も2月15日の部分についても38人の棄却相 ! 初の、今先生がおっしゃったような形ではご ざいますけれども、52年の判断基準に従って やる部分というのが認定審査会の役割だと考 えております。

> ○岩中伸司委員 大体執行部の考え方はわか りました。

> 冒頭の説明の中の日程で、平成16年11月29 日に県から環境省へ提出された中で、八代 海・不知火海沿岸の地域の、これはずっと言 い続けている中身ですけれども、住民の健康 調査事業の問題ですが、これはもうそのまま の形ですかね。

> ○野田水俣病保健課長 そのままとおっしゃ いますと。

> ○岩中伸司委員 現状では進めていくという ことにはなかなかならないということの、そ れ、国は全然動かぬですかね。

> ○野田水俣病保健課長 おっしゃるとおり、 岩中先生の質問に知事の方からちょっとお答 えしましたとおりでございまして、非常に難 しい課題が多いということと時間が非常にか かるというようなことから、今は救済策の方 に全力を尽くしているというような状況でご ざいます。

> ○岩中伸司委員 これは県としては手の打ち ようもないですかね。財政上の問題もあるん でしょうが、もうちょっと積極的に言う言い 方というのは。

> ○野田水俣病保健課長 知事も言いましたと おり、一応検討委員会もつくりまして、専門 家の先生方に検討していただきました。その 中で、先ほど申しましたように、非常に事柄 は手法も難しいし、実際にやっていくのも難 しいだろうと、さらに検討が必要だというの

が専門家の方々の、先生方の御意見でもございますし、たとえ何人やるのかという問題もございますので、それに、例えば、あるときは47万人という数字を出していますので、それをやるにしたら、すごい検診の先生方の数も必要になる、そっちの方のめども全く立っていないというような状況の中で、国の方は、極端に言うと、今やらなくていいというスタンスなもんですから、国の方の協力が全く得られないような状況で、県単独でやるのは、今のところ非常に難しいというか、そういう状況判断をしておりますけれども。

○鎌田聡委員 今の関連ですけれども、大変な事業だということは今聞いてわかったんですけれども――わからぬですけれども、もともと言い出したのは県なんですよね。ただ、いろんな障害があって難しいということを言うと、やはり即座に、これ、県で、そしてまた議会の全員協議会でも説明をした上で、了承してやろう、国に求めようといった施策ですので、いろいろなやり方も含めて、ぜひあきらめることなく、やっぱり検討していっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点、済みません。今の要望でいいんですけれども。

認定検診の状況をお伺いしたいと思いま す。今どのくらい検診進んでいるんでしょう か。

○寺島水俣病審査課長 検診につきましては、現在、これは基本的なところをちょっと申し上げますと、疫学調査、聞き取り調査を行いますが、その後に検診という形で、その手前に予診というのもございますけれども、そういう流れを経た上で検診という形になってまいります。

検診につきましては、耳鼻科、眼科、神経

内科、それぞれ受けていただく必要がございまして、すべての科目が終わりました方につきましては、これは5月末現在で834人でございます。ただこれは、先ほど言いましたように、3つとも受けていただくという形で終わった分でございますので、延べ人数といいましょうか、1検診でも終わっていらっしゃるんですけれども、すべてが終わったという形であれば、834名という形になります。

○鎌田聡委員 認定申請者が3,779人で、う ち、検診がまだ834人ということですけれど も、今後救済策が、まだちょっと行方わかり ませんけれども、今国会中に何とかというふ うな動きで今与野党とも努力をするというこ とになっていますが、救済策ができたとして も公的検診というのは必要になるんですよ ね。どちらの案が採用されるかわかりません けれども、民主党が言っているやつなら主治 医の診断書でできるんですけれども、どうい う結論になるかわかりませんけれども、検診 体制というのは整えておかなんと、救済策が できたとしても、そこに即座に行けるかとい うことは難しいと思いますので、少し検診体 制を強化するという対応をどうお考えなの か、お伺いしたいと思います。

○寺島水俣病審査課長 今委員のおっしゃったとおり、特に医師の確保ということにつきましては、毎年当然政府提案あたりの中でも要望しておりますし、通常の業務の中でも環境省、あるいはいろんなつてといいましょうか、審査会の先生を通じてでございますとか、いろんなお医者さんのつてを通じて、あるいは熊本大学、いろんなやり方をといいましょうか、はございますけれども、お願いをしているのは確かに事実でございますが、まだまだ、先ほど申し上げましたように、834名という状況ではございますので、引き続き、検

診につきまして、医師の確保についてはお願! 思います。 いをしていきたいと思っておるところでござ います。

それから、先ほど、ちょっと最初の方でお 話がございましたように、救済策が実現しま したといたしましても、これは先ほど申し上 げましたように、そういう形であっても訴訟 で自分たちの考えをかち取っていこうという 方がいらっしゃったり、それから、認定申請 で認定をいただきたいという方、いろんな救 済策の方、その3パターン、簡単に言えば3 つぐらいございますけれども、そういう形で ございますので、救済策が、例えばああいう 形で与野党合意がなされたといたしまして も、検診体制については引き続き確保し、そ して審査会も、先ほど言いましたように定期 的に開催して、県の職務を行っていくという ことはやっていかなければならないというふ うに考えております。

○鎌田聡委員 ちなみに、今1月で何名ぐら いの検診ができるんですか。総数で834人済 んでいるということなんですけれども、月大 体何名ぐらいできているんでしょうか。

○駒崎環境生活部長 今少し議論がふくそう しているようですので、補足的に申し上げま すと、認定審査の場合には、症候の組み合わ せということで認定基準に達しているかどう かを判断していきますので、非常に幾つかの 検診科目、しかもそれぞれの科目の先生があ いている日に、土日などを使って検診してい くということが多くなりますので、ペースと してはなかなか上がらないということがござ います。

今度の新たな政治救済になりましたときに は、症候の組み合わせではなくて、四肢末梢 優位の感覚障害があれば対象者とするという ふうな判断も出てきますので、ペースは少し は、少しというか、大分違うんではないかと

いずれにしても、診ていただく先生をどの ように確保するかというのは極めて重要な課 題でありまして、その関係で、民間診断書を どれくらい重視して取り扱っていくかという ことが今後の調整課題としては残っておりま す。これは、法案がどうなろうとも、まあ法 案がどうなろうともといいますか、法律が成 立しないと始まらない話ではありますが、ど ういう形で法律ができ上がったとしても、具 体的なところは県や環境省が実務的なことを 決めて、ルールを決めてやっていくことにな りますので、非常に重要な課題であるとは思 っております。

ただ、今の認定検診における検診のペース とこの新たな政治救済の判定というふうな言 い方になるかと思いますが、そのペースとち ょっと違いますので、一概には参考にならな いという点を念頭に置いていただきたいと思 います。

あわせて、先ほどの健康診断の件でちょっ と補足的に申し上げますと、水俣病問題につ いては、平成16年、潮谷知事のときに、国に こういう要望しましたときから、一地域の一 企業の問題ではないと、国の高度経済成長優 先の政策の中で生じた公害問題であるので、 これはもう国策としてぜひ取り組んでほしい ということを言っております。最高裁の判決 におきましても、チッソと並んで国と県が責 任があるというふうに言われておりますの で、決して地域の問題として単県で取り組む というのは、むしろすべきではないことだろ うと思っております。できるだけ国に呼びか けて、国の責任というのを十分自覚していた だきながら、検査体制につきましても、財源 につきましても、熊本県財政に重大な支障が ないような形で、国として国策として取り組 んでいただくべく努力を続けていきたいと思 っております。

そうした意味で、単県でという気持ち、そ

れぐらいやりたいという気持ち、先生方の気 ! ろんな手続といいますか、説明をやっていく 持ちは大変ありがたく思いますけれども、粘 り強くやってまいりたいと思っております。

○池田和貴委員長 鎌田委員、よろしいです か。

- ○鎌田聡委員 はい。
- ○池田和貴委員長 ほかにございませんでし ようか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。 済みません、じゃあ1つ私の方から、申し わけありませんが、環境政策課にお尋ねをし たいと思います。

この地球温暖化対策の推進に係る条例の検 討をされております。

先ほど検討状況のスケジュールを御説明し ていただきました。その中に、県議会の説明 を、9月議会の条例素案の説明とあわせて県 政パブリックコメントの実施ということが9 月に行われております。これは、特別委員会 の方からこういった条例をつくったらどうか というような勧告があって、議会側から申し 出た経緯がございます。そういった意味を踏 まえますと、やはり県民の皆さん方に示すパ ブリックコメントというのは、議会側でもこ の委員会の中で審議をした上でパブリックコ メントにかけるべきではないかというふうに 思っておりますので、そこのスケジュールに ついては、ぜひこちらの委員会の方で条例の 骨子案を審議した上でパブリックコメントに かけていただくようにぜひお願いをしたいと 思っております。よろしゅうございますでし ようか。

○園田環境政策課長 環境政策課でございま

今のお話にありましたように、これからい

わけですけれども、その中でまた委員長と御 相談しながら、議会についてどういう説明を した方がいいのか御相談しながら進めてまい りたいと思っております。

○池田和貴委員長 よろしくお願い申し上げ たいと思います。

そのほかに、質問ございませんでしょうか。 (「ありません」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 なければ、これで報告に 対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんでしょう か。

○早田順一委員 1点が、環境生活部長にち ょっとお尋ねなんですが、報告事項で上がっ てくるのかなと思っていたんですけれども、 熊日新聞にレッドデータブックの間違いの報 道が6月12日に出されまして、100何カ所だ ったですかね。間違いがあったというふうに 書いてありますけれども、そもそも大きな原 因というのはどういうふうに認識をされてい るんでしょうか。

○駒崎環境生活部長 部長にということでご ざいましたので、お答えを申し上げます。

20年度の事業でございまして、ことし、担 当の課長以下、この仕事に関係していたライ ンの者が異動しておりますので、聞き取りと いう形での御説明になりますけれども、前年 度から作業に入っておりまして、先生方と打 ち合わせ作業をして、それぞれの分野ごとに、 昆虫とか海洋生物、陸上生物、そうした分類 の専門家ごとに作業を進めていただいており ます。

そうした中で、19年度にいろいろ検討を進 めて20年の6月を原稿締め切りということで お願いをしておったんですが、それぞれの専 門家の方も、専門の大学の先生であったり、

高校の先生であったりということで、仕事を 抱えておられますので、原稿の提出が大分お くれがちになったということで、早いもので 7月、一番遅いものはもう3月ぎりぎりにな ってその原稿が上がってきたということがご ざいました。

その辺、仕事の関係で何回も先生方にお願 いするという努力が多少足りなかったという 点と、原稿がそろわないという、なかなか難 しいという段階で、どっかの時点で20年度予 算ではありましたけれども、予算を繰り越す 手続などをして十分な時間をとるべき、後知 恵かもしれませんけれども、そうしたどっか で見切りをつけて決断をするということも必 要だったのではないかと思いますが、何とか 20年度に間に合うんではないかという形で作 業を進めまして、最終的に、最近のはやりで ありますが、電子データの形で原稿をいただ いたものですから、そのまま印刷の方に電子 データで渡して、先生方がおくれた分だけ、 もう100%確信を持って最終的にデータ化し て提出していただいたということで作業をし たというふうな経緯があったようでございま す。

結果的に、いろんな表形式の原稿のものにつきましては、段違いが生じてしまって、左側の表形式でありますと、左側の表側と真ん中辺、右側という中身の説明の部分が段がずれてしまいまして、それを本にするときには、生物ごとに区切って記述をしていく関係で、もう全然違う説明になっているというふうな部分があったというふうな間違いが、特にある分野についてかなり集中的に出てしまったということがございます。

決して、ただ先生方のせいにするつもりは 毛頭ございませんで、あくまでも本の編集と 発行は県が行うわけでございますので、県と してきちんと最終確認をして、間違いないと いう確認をしてから印刷して世の中に出すべ きであったろうと思っております。

その辺、これも結果論で、前任者を悪く言 うつもりはありませんけれども、たまたま自 然保護課は、その前年に不適正経理問題とい う問題がありまして、業者に先に代金を支払 って納品は後日ということが出まして、そう したことが起こった課でありましたので、絶 対に代金を先に払って納品は後からという手 法はとらない、とれないということで、納品 はもう3月31日に絶対ということで、これは もう確実に守っております。3月31日に納品 はさせまして、手続どおり、発注者と違う者 が確かに注文した品が必要な部数そろってい るということを確認するという、そういう経 理面では万全を期したんでございますが、中 身の方で、納品を3月末までに必ずさせると いうことを最優先にしたために、十分な校正 がなかったと。もう電子データが確実に本に なっていると信じたといいますか、十分なチ エックをしないまま、そういうふうに思い込 んでいたという部分はあったのかなというふ うに聞いております。

県としては、その後の対策、そこまでは今、 早田先生からは御質問がないのかもしれませんが、できるだけ早く正しい形にして世の中に出したいということと、一方で、最小限の経費でそういう修復作業をしたいというふうに思っていますので、今できるだけ早くきちんとしたものにするということと最小限の経費でという、両方見ながら作業を進めているところでございます。

○早田順一委員 前もって担当の方々からお話は聞いとったんですけれども、職員の方々が、データブックを張りかえたりとか、張ったりとか、非常に手間な作業がされると思うんですよね。印刷会社に対してもまたその費用がかかるということで、ある程度のまた税金を注ぎ込んでやっぱりしていかなきゃいけないということで、そもそも、高校の先生とか、忙しいのがわかっとったら、ある程度は

もう少し余裕を持って――後の祭りであるか ; とっですかね。 もしれませんけれども、いいのかなというふ うに思いました。

また、今されているのも、チェックとかさ れると思いますけれども、ばたばたされずに、 間違いないものをぜひ出していただきたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 今、早田委員から御指 摘いただきましてありがとうございます。

私も、自然保護課の職員に対しましては、 2回目、同じような間違いが出たんでは恥の 上塗りなので、今回は絶対に誤りがないよう に、誤字、脱字の一つもないという覚悟で頑 張ろうということで言っております。そこは 十分肝に銘じてやっていきたいと思います。

○岡部自然保護課長 お答えする前に、まず もって、多くの間違いがある書物を自然保護 課の方で、今部長の方から御説明いたしまし たけれども、県民の方々あるいは議会の先生 方に大変御迷惑をおかけいたしました。大変 申しわけなく思っております。

着座してちょっとお答えさせていただきま すけれども、訂正の分の原稿は5月末に執筆 の委員の方々から訂正分の原稿をいただいて おりまして、それを、先ほど部長がお答えさ れましたけれども、いかに少なく、いかに安 くというようなことで、印刷の方の方と今お 話をしておるところでございますので、先ほ ど部長が言いましたように、安く、早くとい うふうなことで、なるべく早く県民の方々に はお示ししたいというふうに考えておりま す。

○小杉直委員 私もいただいとってまたそち らの方にお返ししとっですばってんが、再発 行部数が数千冊とか数万冊とかになっとです かな。もう1点が、やっぱり少なくとも数百 万あるいは数千万の再発行費用の負担が要っ

○岡部自然保護課長 今回発行しましたレッ ドデータブックは、3月末で300部印刷して おりますので、修正分につきましても、300 部を一応予定したいというふうに思っており

必要経費でございますけれども、当初、先 ほど早田委員からもお話あったかもしれませ んけれども、230万余という金額でありまし たので、今度の修正分につきましても、そこ までの多額な金額は必要にならないというふ うに思っておりますが、今、修正部分と差し かえ部分といいますか、ページを全部かえる 部分、あるいは上からシールを張る、あるい は正誤表でできる部分とかいうようなこと で、なるべく安くというようなことで検討し ておりますので、今のところでは幾らという ふうな金額を御提示できないようなのが現実 でございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 これは要望なんですけれど も、国民健康保険の方でありますけれども、 昨年の10月ぐらいから非常に景気が悪くなっ てきております。それを受けて、国民健康保 険料の滞納の状況というものを、数字を知り たかったんですけれども、先ほどちょっと休 憩のときにお尋ねしたら、まだ出てないとい うことでございました。その状況と、それか ら、国の方で国民健康保険法の改正がされま して、無保険の中学生以下の子供、この数に ついても、後日わかり次第教えていただきた いと思います。

要望です。

○池田和貴委員長 わかりました。ほかにご ざいませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

厚生常任委員会委員長

○池田和貴委員長 済みません、私から1つ だけちょっと。これも要望させていただきます。

今、平成21年度の熊本県家庭生活支援員養 成講習会というのが募集をされていると思い ます。これは少子化対策課でやっていただい ていると思うんですが、これは、主としては、 ひとり親家庭の一時的な家事や介護、子育て 等のニーズに対応するため、市町村がひとり 親家庭に派遣する家庭生活支援員の養成を目 的に、訪問介護や子育てに関する専門知識や 技術、資格の取得を目指しますということで、 さまざまな養成の講習をしていただいている わけでございますが、ここが、時間の設定が 午前中と午後という日中の時間になっており ます。何人かの方から、昼間は働いているの で、受けたいけど受けられないという話がご ざいます。逆にこれは、夜働かれてて昼間あ いている方にとってはいいんでしょうが、そ ういったいろいろなニーズがあるかと思いま すので、ぜひこの辺は、受けられる皆さん方 すべて満足できる時間というのはないかと思 いますが、よくニーズを把握していただいて、 また予算の関係上もあろうかと思います。な るべく多くの方が受けられるような、そうい ったことを考えていただきたいというふうに 思って要望させていただきたいと思います。

その他もなければ、以上で本日の議題は終 了いたしました。

最後に、要望が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する